

第3期

毛呂山町地域福祉計画

毛呂山町地域福祉活動計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

毛呂山町・毛呂山町社会福祉協議会

## ごあいさつ

---

今日の地域社会においては、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化などにより、家族や地域における人間関係が希薄になり、児童・高齢者・障害者といった社会的弱者への虐待、孤立死、引きこもりなどに対応するための福祉ニーズは、より複雑・多様化してきています。そのため、各家庭や地域が担ってきた相互扶助機能が低下し、住民相互の支え合う力の弱まりが顕著になってきております。

このような中、東日本大震災や豪雨災害などの自然災害により、地域でのつながりや支え合いの重要性の認識が高まり、地域の人と人のつながりを深めていくことの大切さが再認識され、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会を全ての地域住民の参加のもとに築いていくことが求められています。

そこで、この度、これまでの取り組みを見直すにあたり、住民、行政及び社会福祉協議会をはじめとした関係機関が協働し、地域全体で支え合うまちづくりを推進していくため、地域福祉を推進していくうえでの理念となる「地域福祉計画」と具体的な地域福祉活動について定める「地域福祉活動計画」を一体化した「毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今後は、「人と人のつながりから生まれる地域づくり」を実現するため、福祉をはじめとする個別計画との連携を図りながら、重点的かつ計画的な施策を推進し、福祉の向上に努めて参る所存ですので、住民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、多大なるご尽力をいただきました地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの関係者の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

平成27年3月

毛呂山町長 井上 健次

## ごあいさつ

---

近年、地域のつながりが希薄化し、地域における支え合い、助け合いの力が低下しているとともに、少子高齢化や核家族化などによって、生活課題が多様化しております。さらに、ここ数年とりあげられている「孤立死」「生活困窮」といった社会的課題、そして東日本大震災などの様々な災害により、日ごろからの地域住民どうしのつながりや支え合いの重要性が、より認識されるようになっております。また、公的サービスの充実のみならず、住民同士の助け合い仕組み作りや、地域力の向上が課題となっております。

こうした現状を踏まえ、「人と人のつながりから生まれる地域づくり」を理念に、住民の皆様、行政、その他関係機関が一丸となって取り組む地域作りを目指し「第3期毛呂山町地域福祉計画」を策定いたしました。本計画は、“人と人がつながる”という地域福祉の原点に戻り、地域の繋がりを再構築することが重要な柱となっており、住民の皆様ひとりひとりの安心、安全を築くための計画となっております。

また、本計画は行政との一体計画となっており、行政との協働のもと住民の皆様が主役の町づくりの実現へ向けた取り組み施策を表したものです。

今後は本計画の達成に向けて役職員一丸となって努力してまいりますので、住民皆様方の多大なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました毛呂山町地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます、ご挨拶といたします。

平成27年3月

社会福祉法人 毛呂山町社会福祉協議会  
会 長 吉 田 勝 美

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

第1節	地域福祉について	1
第2節	地域福祉をめぐる課題	2
第3節	これまでの取り組みと今後目指すべき取り組み	10
第4節	地域福祉の受け手と担い手について	12
第5節	自助・互助・共助・公助の考え方について	13
第6節	町と社会福祉協議会の役割について	14
第7節	地域福祉計画と地域福祉活動計画について	15
第8節	他計画との関係について	18
第9節	計画の策定に向けて	20
第10節	地域福祉の推進について	20
第11節	福祉圏域の設定について	24
第12節	計画の期間について	25
第13節	計画の公表について	25

## 第2章 計画の基本的な考え方

第1節	基本理念	27
第2節	基本目標	28
第3節	施策の体系	29

## 第3章 目標と具体的な取り組み

1-1	福祉教育の推進	30
1-2	地域福祉活動の核となる人材の育成	33
1-3	地域における交流の場づくり、世代間交流の促進	35
2-1	総合相談支援体制の構築	40

2-2	他職種との横断的連携によるまちづくり	44
2-3	福祉ニーズに対応する支え合い活動の創造	46
3-1	災害時における支援体制の整備	51
3-2	権利擁護の推進	53
3-3	充実した情報の提供	56

## 資料編

■	毛呂山町地域福祉計画策定委員会設置要綱	59
■	毛呂山町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	61
■	毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	63
■	毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議（仮称）設置要綱	64
■	策定の経緯	66
■	用語解説	67

## 第1章 計画の策定にあたって

### ■第1節 地域福祉について

地域福祉とは、すべての住民が互いに人権を尊重し、地域において支え合い、助け合っ  
て誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会をみんなで築いていこう  
とする取り組みのことです。

地域社会では、少子高齢化の進展による世帯の小規模化とそれに伴う家族機能の弱体  
化、近隣住民同士の付き合いの希薄化、さらには、厳しさを増す社会経済情勢による貧  
困の拡大などが、私たちの暮らしに大きな影響を与え、住民一人ひとりが抱える生活課  
題や福祉問題が複雑多様化しており、そのような事例は、今後、増加していくものと予  
想されます。

そのため、国においても、生活困窮者自立支援制度の施行、子ども・子育て支援制度  
の施行、介護保険制度の改正などが行われ、幅広い関係者・関係機関との協力関係のも  
と、複数の課題を抱えた人々への公的支援体制の充実が図られています。

また、平常時だけではなく、災害時においても、平成23年3月11日に発生した東  
日本大震災の教訓から、家族だけではなく、地域に暮らす人々の支え合いや助け合いと  
いった地域の人と人とのつながりを深めていくことの大切さ、また、災害時に一人で避  
難することが困難な人々の把握と避難誘導のあり方についても早急に確立していく必要  
があることが再認識されました。

しかし、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などの理由により、  
家族内や地域内で支え合う力が低下している中では、一人ひとりが抱えている課題を早  
期に把握していくことが困難であり、結果として、各種の公的支援体制につながらない、  
つながりにくい状況が生じていることも事実です。

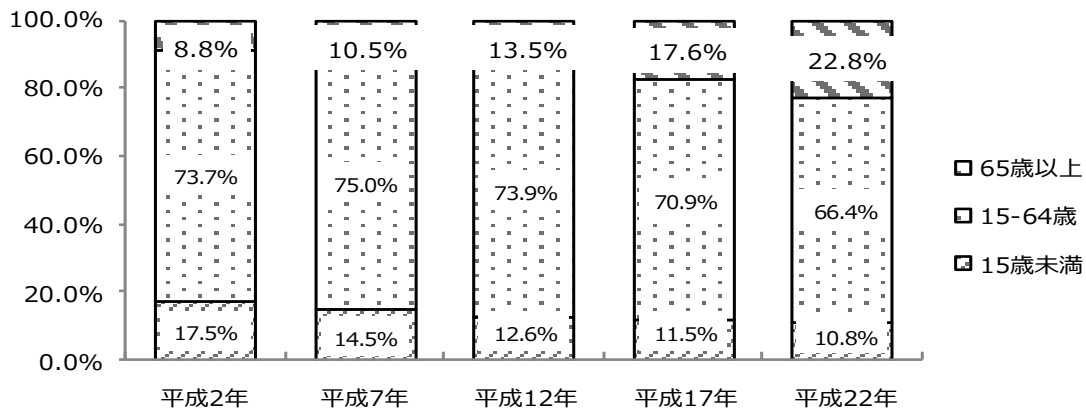
公的支援体制につながるまでの過程では、人と人のつながりが不可欠であり、また、  
公的支援体制の充実には限界があることから、地域住民・様々な地域活動を行う人々・  
ボランティア・行政・社会福祉協議会のほか、あらゆる社会資源とのつながり・協働の  
中で、それぞれの特性を活かしつつ、目指す方向を一つにして、地域の抱える福祉課題  
に取り組んでいく姿勢（地域福祉の推進）が、これからの町づくりに求められています。

## ■ 第2節 地域福祉をめぐる課題

### 1. 少子高齢化の進行

平成2年（1990年）と平成22年（2010年）の毛呂山町の人口構成から、その推移をみると、子どもや若年・壮年の人口が急激に減少し、65歳以上の高齢者が増加している状況がわかります。また、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を向かえ、これから高齢者人口が急激に増加することになります。

【年齢3区分人口比率の推移】



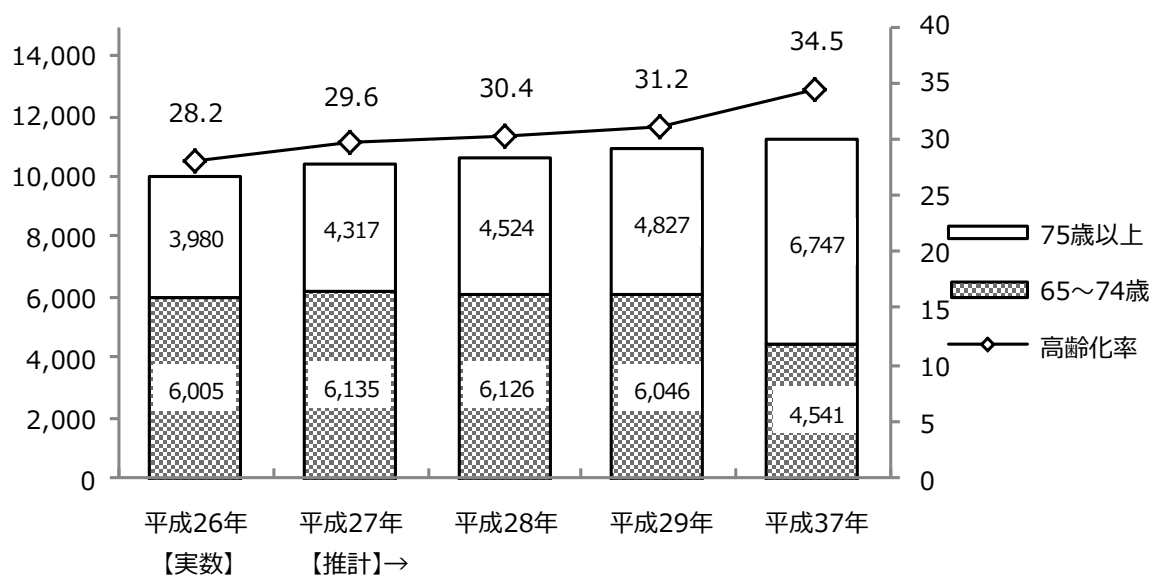
資料：国勢調査

【総人口・年齢3区分別人口の推移】

	H2年度	H7年度	H12年度	H17年度	H22年度
年少人口 0~14歳	6,797	5,779	4,984	4,477	4,228
生産年齢人口 15~64歳	28,542	29,851	29,349	27,534	25,893
老年人口 65歳以上	3,391	4,175	5,368	6,823	8,885
計	38,730	39,805	39,701	38,834	39,006
年齢不詳	16	3	10	288	48
総人口	38,746	39,808	39,711	39,122	39,054

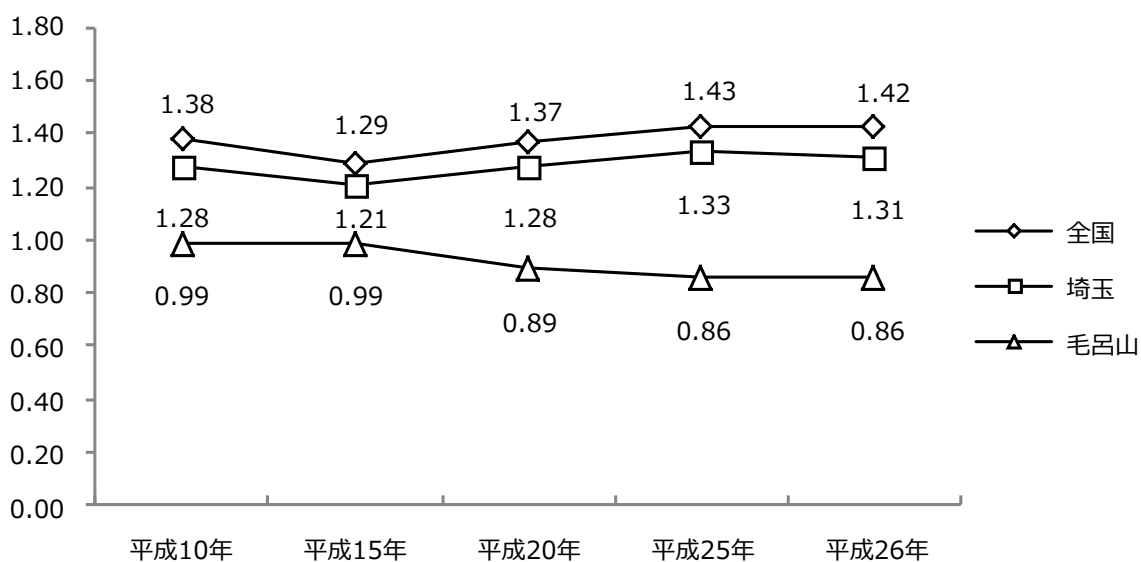
資料：国勢調査

【高齢化率の推移と将来推計】



資料：毛呂山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【出生数・合計特殊出生率】



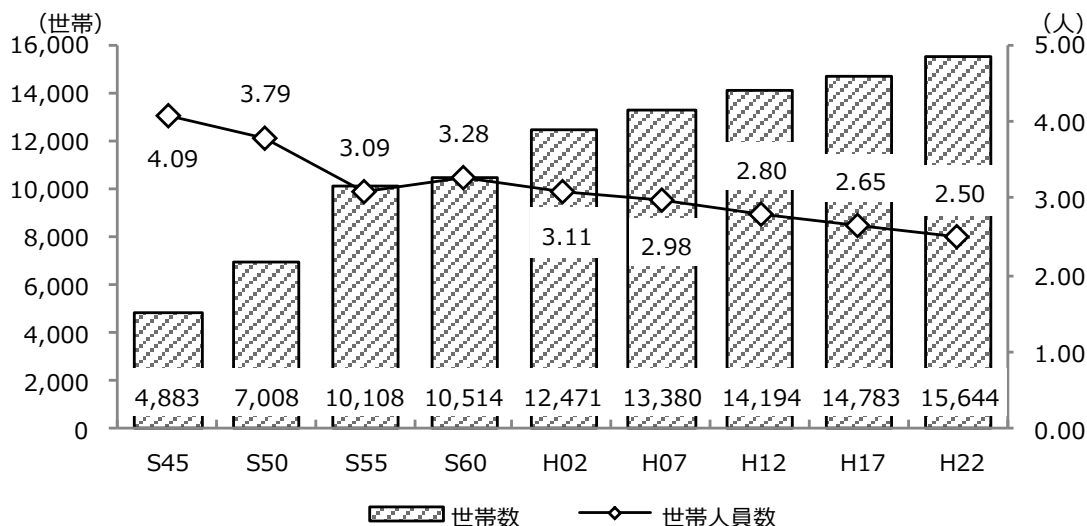
資料：坂戸保健所



## 2. 世帯人員の減少や無就職者などの増加

### (1) 世帯人員の減少

【国勢調査 世帯数・世帯人員の推移】



### (2) 無就職者、ひきこもりの増加

内閣府の平成25年度版「子ども・若者白書」によると、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、平成14（2002）年に大きく増加した後、おおむね横ばいで推移しており、平成24（2012）年には63万人で、15～34歳の人口に占める割合は緩やかに上昇しており、平成24年は2.3%となっており、年齢階級別にみると、15～19歳が9万人、20～24歳が17万人、25～29歳が18万人、30～34歳が18万人となっています。

さらに、就業を希望しているが若年無業者が求職活動をしていない理由としては、「その他」を除くと、15～19歳では、「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」と「病気・けがのため」が、20～24歳と25～29歳ではそれらに加えて「知識・能力に自信がない」が多くなっています。

就業を希望していない若年無業者が就業を希望しない理由は、「その他」を除くと、15～19歳では「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」が、20～24歳と25～29歳では「病気・けがのため」に次いで「特に理由はない」が多くなっています。また、内閣府が平成22（2010）年2月に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが家からは出ない」「自室からほとんど出ない」

に該当した者（「狭義のひきこもり」）が23.6万人、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」（「準ひきこもり」）が46.0万人、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもりは69.6万人と推計されています。

### （3）生活保護受給者の増加

厚生労働省が発表した「被保護者調査（平成27年10月分概数）」によると、被保護実人員は2,166,019人（対前年比2,435人増加、対前年同月比2,374人減）、被保護世帯は1,632,321世帯（対前月比2,723世帯増、対前年同月比17,081世帯増）となっており、増加の主な要因は、高齢者世帯の受給によるとしています。

このような中、毛呂山町は、県下の町村のうちで、生活保護率が最も高い状況にあり、今後、ますます増加することが予測され、社会参加の場をいかに創造していくかが大きな課題となります。

また、障害者数も増加しておりますが、特に親亡き後も安心して住みなれた地域で日常生活が送れるよう、社会参加の場や機会について、住民や事業所、社会福祉法人などとも連携しながら確保していく必要があります。

#### 【生活保護世帯の推移】

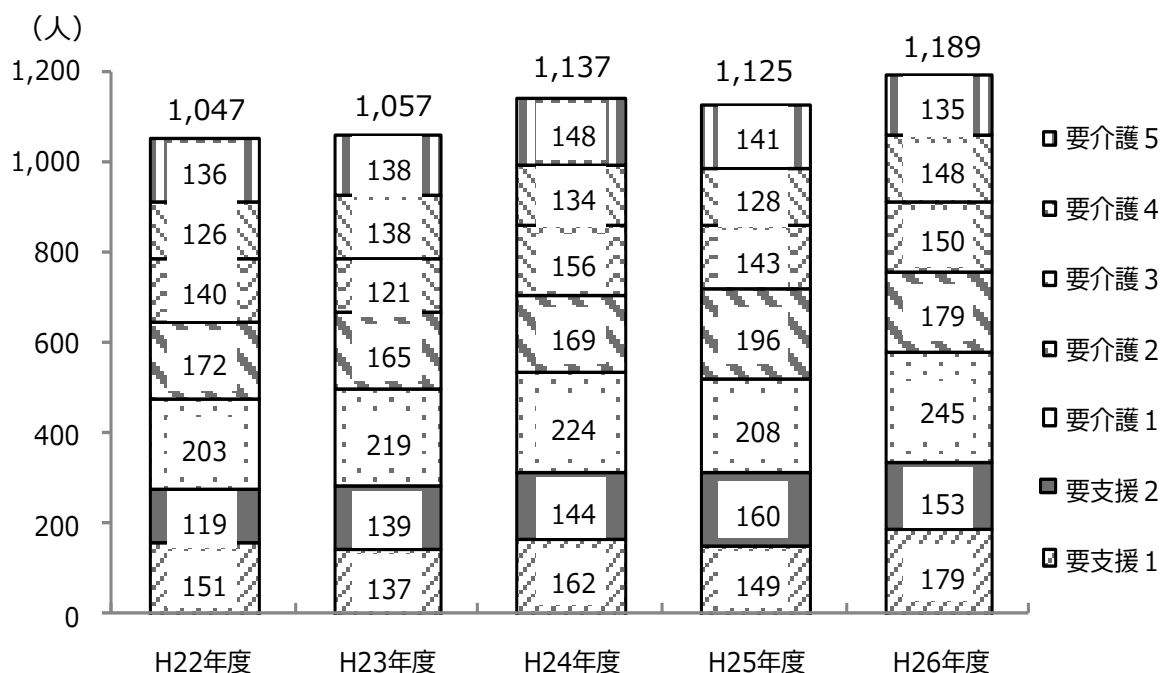
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
世帯数（世帯）	511	525	546	523	551
人数（人）	672	708	699	666	700
保護率（‰ <sup>※</sup> ）	17.3	18.3	18.3	17.5	18.6

※‰：パーミル。1000分の1を1とする単位。千分率。

資料：毛呂山町福祉課

(4) 要介護高齢者・障害のある人の状況

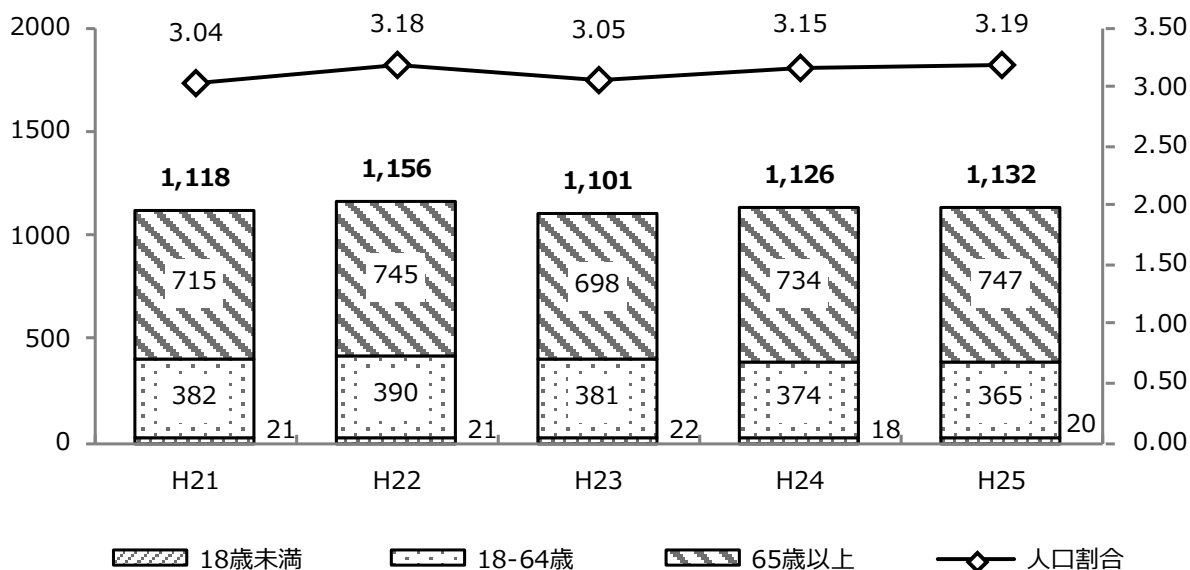
①要介護（支援）認定者数の状況



資料：毛呂山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

②障害者手帳所持者数の状況

【身体障害者手帳所持者数及び割合の推移】

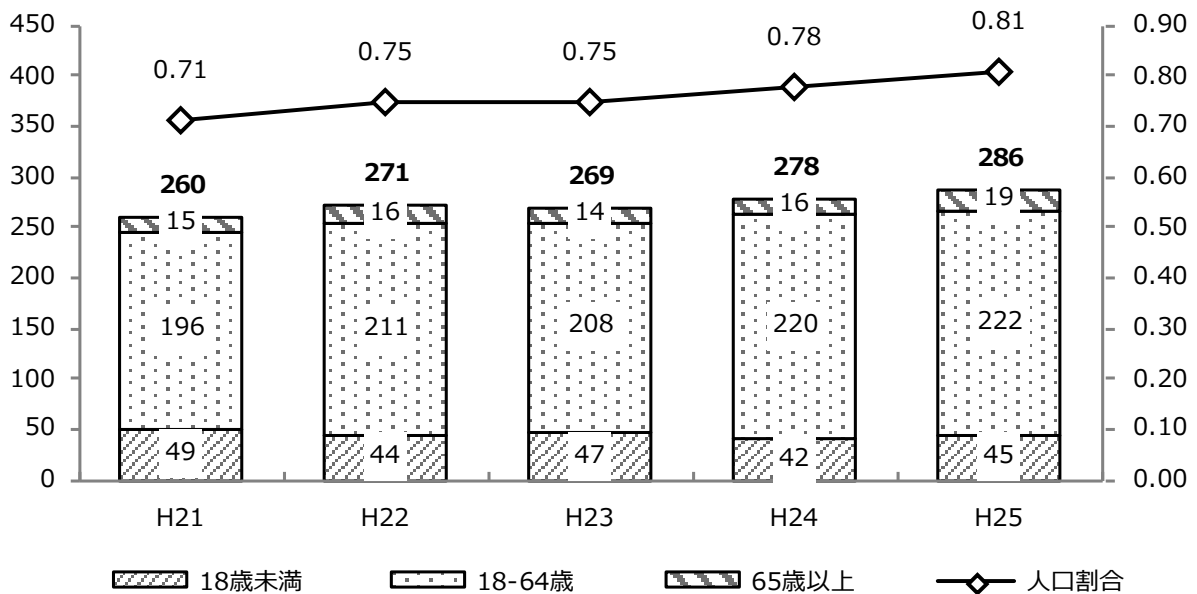


■ 等級別・障害種類別所持者数の推移

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
等級別	1級	371	378	371	384	370
	2級	227	230	223	207	206
	3級	172	175	169	178	193
	4級	224	242	220	234	244
	5級	63	69	62	64	65
	6級	61	62	56	59	54
種類別	視覚障害	74	77	74	73	76
	聴覚・平衡機能障害	115	121	121	120	129
	音声・言語・そしゃく機能障害	12	12	13	11	14
	肢体不自由	619	637	590	601	599
	内部障害	298	309	303	321	314

資料：毛呂山町障害者福祉計画

【療育手帳所持者数及び割合の推移】



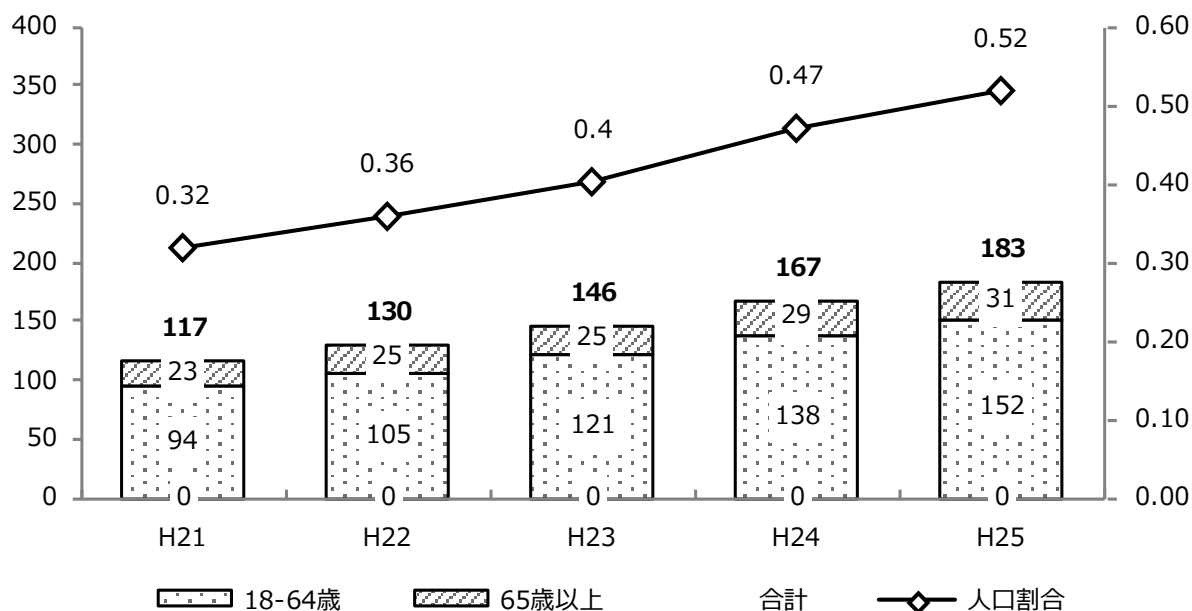
■ 等級別療育手帳所持者数の推移

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
等級別	O A	50	51	49	49	52
	A	68	71	70	76	77
	B	80	82	83	86	91
	C	62	67	67	67	66

資料：毛呂山町障害者福祉計画

【精神障害者手帳所持者の推移】

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



■ 等級別手帳所持者数及び精神通院医療受給者の推移

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
等級別	1級	9	10	14	18	19
	2級	62	73	81	97	105
	3級	46	47	51	52	59
精神通院医療受給者数		329	349	380	406	428

資料：毛呂山町障害者福祉計画

### 3. 複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間にある課題への対応

認知症の高齢者と障害を抱える子どもが同居している場合など、一つの世帯で複合的な課題を抱える世帯については、既存の福祉制度だけでは問題の解決が難しく、関係機関との連携や地域住民の理解と協力が不可欠となっています。

平成20年3月に厚生労働省がまとめた「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告では、一人暮らしのゴミ出しや電球の交換などの費用面で効率的でないもの、様々な課題を抱えていながら既存の公的サービスでは対応できない、いわゆる「制度の狭間にある者」への対応については、地域で生活している住民にしか見えない地域における生活課題であり、身近でなければ早期発見が難しい場合が多いとしています。

最近では、近隣住民との関係がうまく築けないなどの理由により地域から孤立してしまう世帯や、ごみ屋敷の状態となっている世帯などの問題が取り上げられることが多くなりましたが、これらを「制度の狭間にある問題」として捉え、解決に向けて地域住民と共に解決方法を模索していくことが大切です。

### 4. 医療・介護分野における改革の流れ

平成25年8月の社会保障制度改革国民会議の報告書によれば、今後、認知症の高齢者が増え、高齢の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことを踏まえると、医療については、これまでの救命、治療、社会復帰を前提とした「病院完結型」から、患者にとって住み慣れた地域において生活を続けるための「地域完結型」へと変化せざるを得ないとしています。今後は、様々な生活支援サービスの提供や住まいの環境整備などとも合わせ、切れ目なく持続的にニーズに対応できる仕組みづくりが求められ、地域ごとに医療・介護・予防・生活支援・住まいについて、医療と福祉の連携により、継続的、かつ、包括的な支援ネットワーク、すなわち「地域包括ケアシステム」の構築の必要性を強く打ち出しています。

今後は、この地域包括ケアシステムの考え方について、その対象者を単に高齢者に特定するのではなく、障害者、子育て世帯など分野にこだわらず、全ての地域住民が共に支え合っていく地域社会づくりが望まれます。

## 5. 地域福祉の課題

高齢化が進行する中、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、さらには、核家族化による世帯人員の減少など、家族形態の変化により、家庭での介護力は低下しています。

また、少子化による人口減少は、地域の活力をなくし、地域の福祉力の低下につながることもあります。

今後、患者にとって住み慣れた地域において生活を続けるための「地域完結型」が促進されていく中においては、在宅の要援護者が増加していくことが見込まれますが、その際、医療・介護・福祉が単独で対応していくようでは、地域生活を支えていくことは困難です。また、経済的困窮、児童や障害者、高齢者への虐待、孤立死、ひきこもりなどの様々な課題を抱えた世帯や制度の狭間において既存のサービスでは受けられない問題などが増加している中においては、専門機関や既存の制度による対応だけでは、根本的な解決は困難であり、さらには、買い物支援、交通機関の確保、日常生活支援などの住民のニーズにきめ細かく対応していくためには、行政機関だけでは、困難であり、いかに住民の主体性を高め、協働を図っていくかが課題となります。

### ■ 第3節 これまでの取り組みと今後目指すべき取り組み

#### 1. これまでの取り組み

民生委員制度創設90周年記念事業として、平成18年3月より「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」が開始されました。その後、平成19年10月1日から始まった「第2次民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」(平成22年11月末日まで)では、主に災害時要援護者カードの整備を自治会を単位として、民生委員のみならず、地区と連携しながら取り組んできました。

これにより、緊急時での近親者への連絡などの対応が迅速化され、また、地区が一体となって取り組んでいくことで、住民相互の顔の見える関係を生み出すことにもなり、一定の効果を得ることができました。

町でも、平成23年1月1日に施行された「毛呂山町地域見守りネットワーク事業実施要綱」により、町、民生委員、地域住民とが連携し、災害時や緊急時において支援を要する地域住民(以下「要援護者等」という。)への見守り活動等を実施していくことで、

要援護者等が家族や地域社会から孤立することを防止するとともに、在宅生活における不安の解消や生活課題を早期に発見していくことで、住み慣れた地域での安心した生活の確保に努めてきました。

「地域完結型」が促進されていく中、今後は、日頃から住民と関わりのある各種事業所との連携も深め、福祉分野に限らず多く人の社会参加を促進していくことで、早期発見、早期対応を可能とする町づくりを目指していくことが望まれます。

また、町社会福祉協議会でも、これまで、「地域支え合い活動の推進」を重点目標とし、町とともに、各地区に出向いて地域懇談会を開催し、町の現状や課題、住民との協働の必要性などについて、直接、住民とふれあいながら、理解と協力をいただけるよう心がけてきました。さらに、地域福祉の核となる人材を民生委員・児童委員に限定することなく、より多くの住民による支え合いの輪を広げていくため、「地域ふくしサポーター制度」を平成25年度から実施しています。

## 2. 今後の目指すべき方向

### (1) 多様な生活課題をもれなく把握し、解決していく体制の整備

当町では、生活上のあらゆることに対しての相談を受けることができるよう、対象者を限定しない相談窓口として「心配ごと相談」を毎週水曜日、社会福祉協議会が民生委員・児童委員にお願いし実施してきました。

しかし、ひきこもりや身体的理由により自らが相談することができないことも多い中にあるには、住民のところに出向いていくアウトリーチによって早期に生活課題を把握し、解決に導いていく体制の整備が今後ますます重要となってきます。

また、生活課題が複雑多様化していく中、生活支援のための制度や各種機関の支援は制度の範囲に限定されています。今後は、複合的な課題を抱えている世帯への支援については、ワンストップで対応できる総合相談窓口の設置や多様な専門職や関係機関を横断的につないでいく体制の構築が必要であるとともに、住民が協力して地域の生活課題に取り組む仕組みづくりや制度の狭間の問題を解決するための新たな社会資源を生み出すことも必要です。

さらに、アウトリーチが必要な人を把握していくため、地域に埋もれているニーズや課題に対して住民自らが気づくことができる環境や福祉関係の各種事業所なども自ら



の業務内容に囚われずに常に世帯全体や地域全体を見ていく、言い換えれば、俯瞰的な視点を養っていくことで、適切な機関に結び付けていく仕組みを整えていくことが必要です。

## (2) 地域福祉の担い手づくり

住民自らが、同じ地域に暮らす人々の生活課題に目を向け、地域住民相互のつながりを広げながら対応していく力を養い、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域社会を築いていくことにより、行政や各種事業所などの専門的な機関では対応が困難な問題の解決について、地域が主体となって積極的に進めていくこと、いわゆる「地域の福祉力」を高めていくことが大切です。

そのため、地域福祉に関わる専門的機関には、住民一人ひとりの生活を支え、かつ、住民主体の地域活動を支援していくことが求められており、町社会福祉協議会がすすめている「地域ふくしサポーター制度」のより一層の拡大とともに、養成研修やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）などの専門職の適正な配置が必要となります。

## ■第4節 地域福祉の受け手と担い手について

地域に暮らす住民は、日々の生活の中で様々な困りごとを抱えることがあります。

このような生活課題には、公的なサービスで解決できるものもありますが、「蛍光灯の取り替え」や「ごみ出しの手助け」、「病気やケガの間だけ助けて欲しい」といった公的なサービスでは迅速な対応が難しいケースもあります。

これらの課題は、すべての人が、暮らしの中で直面する可能性があり、その意味で、すべての住民は地域福祉における受け手になり得ます。また、課題の解決についても、これまでは、多くが家族や地域社会の力によって解決されてきましたが、社会情勢の変化などにより、家族や地域社会の力が弱まったことで、公的サービスを充実させる一方、改めて家族や地域社会の重要性と、公的サービスによらない、ボランティアやNPOなどによる新しい形の支え合い、助け合いの必要性が認識されてきました。

多様な生活課題の解決のためには、住民一人ひとりが自らの自立のための努力『自助』を果たしつつ、住民、住民組織や関係団体などが支え合い助け合う『互助』、介護保険

制度などの『共助』を促進し、連携の強化を図り、そのうえで、必要に応じて適切な公的サービス『公助』を提供することが基本となります。

まちづくりの主役は住民であり、“主役は住民、専門職はサポーター、地域は舞台であり、行政には、住民の理解を深め、様々な取り組みが動き出すきっかけをつくる仕掛け人として、情報の収集を行ったり、住民を含む関係者が集まり協議していく場を設けたりする役割が求められています。

## ■ 第5節 自助・互助・共助・公助の考え方について

人々が生活を営んでいる場所としての地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすい場所となるためには、公的な制度による福祉サービス（公助）の整備だけではなく、住民や地域活動を行う人たちや福祉サービス事業者等による地域で組織化された活動、介護保険に代表される社会保険制度及びサービス（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化等により自助や互助の「力」が低下するなか、その重要度がますます高まっています。

しかし、これからの地域社会では、住民一人ひとりが、地域社会を構成する大切な一員であることを認識し、まず、みずからできることは自ら行う（自助）を行うことは当然だが、さまざまな立場の人々と協力しながら、かつ、身近なご近所同士がお互いに支え合い、助け合うこと（互助）が、地域福祉を推進していくうえで求められています。

### 1. 「社会的ニーズ」を解消する主体は誰か

#### ① 自助

「社会的ニーズ」を解消する最初の主体は、基本的には、その「社会的ニーズ」を抱えている本人です。本人だけで解決できない場合があっても、まず、本人が何とかしようという意志を持たなければ始まりません。

#### ② 互助

困りごとが大きすぎる場合、本人に解決する気や能力がない場合など、自分で困りごとを解決することが出来ない場合には、まず、家族・親戚・友人・知人・近所の人などの顔見知りの関係の中で解決していくことを互助といいます。

### ③ 共助

自助や互助より、より広い範囲で解決することが望ましいものについて、民間による各種保険制度、生活保護などの公的な制度などがあります。なお、互助との違いは、必ずしも顔見知りの関係ではない人に対して、あらかじめ決められていた条件に適合する事が起きた場合に適用される点にあります。また、公助との違いは、基本的には構成メンバーが積み立てたお金で運用され、その構成メンバー（被保険者など）になっていなければなりません。

### ④ 公助

社会福祉に関するサービスや生活保護制度については、税金を支払うことができなくても、社会保険の被保険者になっていなくても利用でき、これらを「公助」といいます。

## 2. 「助」の順番

これらの「助」の発動の順番は、自助⇒互助⇒共助⇒公助となるため、通常は、自助を飛ばして、いきなり公助の手が差し伸べられることはありません（「補完性の原理」）。

しかし、今日のように、核家族、一人暮らし世帯あるいは高齢者夫婦のみの世帯が増加し、親戚付き合いも薄く、さらには、近所付き合いもほとんどないという生活様式が増えてくると（互助としての機能が小さい）、自助で解決できなければ、いきなり共助や公助が求められることが多くなり、結果、多くの人材や財源が必要となってきています。そのため、今後は、いかに自助、互助を高めていくかが、重要なテーマとなっています。

## ■ 第6節 町と社会福祉協議会の役割について

本計画の中で、行政は、社会福祉法に基づき、地域福祉推進にかかる仕組みづくり、新たなサービスの開発、公的サービスの確保と質の向上を図り、さらには、計画の振興管理などに取り組みます。

一方、社会福祉法の中で、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体（第109条）」として位置づけられている社会福祉協議会には、住民の福祉課題をしっかりと把握したうえで、様々な問題を抱えた人々に対し積極的にアプローチし、地域での安心した生活が可能となるよう個々人にではなく、家族（世帯）を単位として総合的に支援し

ていく活動を展開し、さらには、地域住民一人ひとりの地域福祉への関心や意識を高め、自発的な活動を最大限に引き出していく環境を整え、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいく、いわば、地域福祉の推進役、実践機関としての役割が期待されています。地域住民一人ひとりの参加により考え、話し合い、協働して解決を図ることが社会福祉協議会の目指すところであるといえます。

#### ■ 社会福祉協議会の組織

法人格をもった組織として毛呂山町社会福祉協議会は組織されていますが、地域の中では、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、社会福祉団体、社会福祉施設、公民館等がそれぞれ目的ごとに地域活動（自助）を行っています。

社会福祉協議会は、このような特定の機能を果たすために組織された団体とは異なり、地域社会の福祉課題・生活課題を見つけ出し、解決方法を住民組織や地域住民の自発的な協力を得ながら、かつ、行政、福祉団体、専門機関等とも協力・連携を図りながら問題の解決に取り組むところに大きな特徴があります。

#### ■ 社会福祉協議会の役割

本来、地域住民の主体性を促し、地域住民主体としての力を発揮するためには、専門職の存在が重要であり、社会福祉協議会には、このような専門性が求められています。地域福祉は、とりわけ高齢者、障害者、児童の健全育成といった地域社会が抱える様々な課題を、行政だけではなく地域住民が自分たちの“生活問題”としてその解決に取り組むことにあり、もとより、これを個々人の力で成し遂げることは容易ではありません。そのため、社会福祉協議会は会員制度をとっており、地域住民の金銭面での支援を通じ、広く地域住民の主体性を前面に打ち出しながら地域福祉の推進をしています。

### ■ 第7節 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

毛呂山町では、平成16年3月に、社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が、「毛呂山町地域福祉活動計画」を策定し、町が平成17年3月に「毛呂山町地域福祉計画」を策定し地域福祉を推進してきました。

この間、少子高齢化は更に進行し、単身高齢者等の増加により、孤立といった問題も憂慮されています。また、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家族機能

の低下や身近な住民との交流が少なくなり、地域における助け合い・支え合いの力は、低下の一途を辿ってきました。

さらに、育児や介護で悩む住民や、子どもや高齢者に対する家庭内の虐待、ひとり暮らしの孤独死など、地域における身近なさまざまな問題も発生し、さらには、東日本大震災を経験し、災害時における避難行動支援の重要性が再認識されています。

このような中、地域の支え合いによる地域福祉への取り組みが、問題解決に向けた取り組みとして期待されています。

毛呂山町では、それぞれの計画について見直しを行い、第二期のそれぞれの計画を策定しましたが、平成26年度は、それぞれの計画について最終年度となります。

そこで、これまでの取り組みを見直すとともに、目指す方向性が同じである「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について、両計画を一体的に策定することで、町民一人ひとり、住民組織、様々な関係団体、毛呂山町社会福祉協議会、行政といった地域福祉に関わる者や機関の役割を明確にし、連携の強化と効果的な地域福祉の推進を図ることとしました。

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的をもつものです。

そこで、これらが一体となって策定されることで、行政や地域住民をはじめとして、町内会やボランティア団体、NPO、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体等、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の役割や協働が明確になり、より実効性のある計画となることが期待できます。このような考え方に基づき、毛呂山町および社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進していくため、第3期計画の見直しにあたり、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することで、行政と社会福祉協議会間のパートナーシップを構築し、地域の生活課題や地域福祉推進の理念等を共有し、相互に連携を図りながら地域福祉を推進していきます。

### ■地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係

計画	毛呂山町地域福祉計画	毛呂山町地域福祉活動計画
策定主体	毛呂山町	毛呂山町社会福祉協議会
概要	<p>地方自治法第2条第4項に規定された基本構想や基本計画を踏まえて、地域福祉の推進の理念や方針を明らかにする計画。</p> <p>地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題と、それに対応する必要なサービスの内容や量について、その現状を明らかにするとともに、確保し提供していく体制を図る行政計画。</p>	<p>社会福祉協議会の呼びかけにより、地域において社会福祉に関する活動を行う者と社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。</p> <p>行政計画に対して、具体的な推進項目を定め、事業等により地域福祉の推進を図る計画。</p> <p>★本計画の中では、「<u>具体的推進項目</u>」や「<u>具体事業</u>」で詳細な事業名を挙げています。</p>

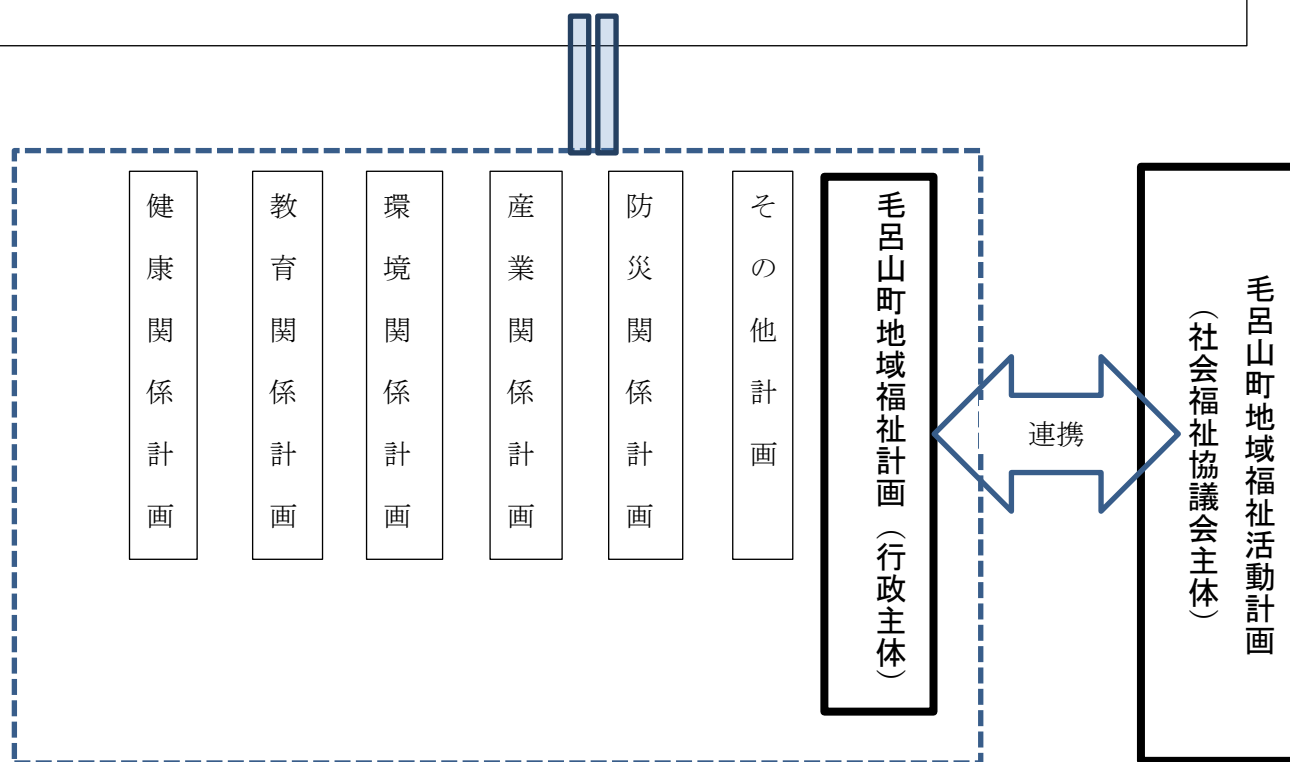
## ■第8節 他計画との関係について

第3期計画は、社会福祉法第107条に準拠する法定計画として、総合的な観点から地域福祉を推進するために、毛呂山町として今後取り組むべき課題を明らかにするとともに、その解決に向けた目標を掲げ、関連する施策の連携のあり方を定めるものです。

また、同時に本計画は、町民やボランティア、NPO法人等の民間団体が自主的に取り組む実践計画として社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画として定めるものでもあります。

### 第五次毛呂山町総合振興計画

(平成28年度～平成37年度)



「毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、第四次毛呂山町総合計画を上位計画としているため、総合計画が、平成27年度で満了し平成28年度から新たな基本構想がスタートすることを受け、その構想に沿ったものとし、かつ、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障害福祉等などの福祉分野における行政計画及びその他分野における関連計画との整合性・連携を図りながら、幅広い地域住民の参加と協力を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

## 【参考】

### 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

### 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



## ■ 第9節 計画の策定に向けて

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は町民や社会福祉を目的とする事業を営業者、その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を十分に反映させながら策定する計画です（社会福祉法第107条に規定されている「地域福祉計画」は、社協が地域住民等に呼びかけて策定する「地域福祉活動計画」と、連携・協働する計画とされています）。

そこで、行政、社協の内部検討組織で議論を深め、その意見を取りまとめ、学識経験者や地域福祉に関係する団体や公募による町民の代表者、社協、行政の職員などから構成される「第3期毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、「第3期毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

## ■ 第10節 地域福祉の推進について

地域福祉を推進していくうえで、現行の分野別による縦割りのシステムでは、複雑多様化した生活課題に対応できる相談窓口がなく、さらには、家族（世帯）全体として捉えた支援や重層的に支えていく支援体制も整っていないため、十分な支援を行うことはできません。

地域の生活課題に対応していくためには、個人や家族（点）への支援だけでなく、地域のもつ地域力（面）と連携しながら、新たなサービスシステムを創造し、重層的に対応していく体制の整備が必要です。また、無就職者、ひきこもり、介護離職者など孤立しがちな世帯については、相談しやすい環境と支援を必要としながらも自ら相談することができない者のところに積極的に出向いていくアウトリーチによる支援体制の構築が重要となります。

### 1. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

相談者が、自ら調べ、それぞれの相談窓口を訪れる方式では、自分の課題が整理できない人が相談を訪れることはなく、結果、ひきこもりや対応困難ケースの増加を招くこととなります。

そのため、行政の視点ではなく、常に住民の視点に立った対応を意識していく必要があります。それぞれの法体系はあるものの、これまでのような分野別での相談体制や支援体

制に固執するのではなく、また、個人や家族の支援だけに目を向けるのではなく、個人や世帯（点）と地域（面）をいかにつなげていくかという点も重要であり、そのことを常に念頭に置きながら対応を検討していくことが必要です。

また、地域福祉の推進は、主役である住民が、地域において、生きがいをもって、いきいきと生活していくことが基本であり、住民には、サービスの提供を受ける側ばかりでなく、サービスや支援を提供する側もあることを忘れてはなりません。人には、必要とする時に必要な支援を受けられる環境だけではなく、同時に自分が誰かに必要とされていると実感できる環境が必要であり、両方が揃って初めて満足を得るものです。

とかく、支援の提供を受ける側ばかりに目が向きがちですが、支援を提供する側が、無理なく生きがいをもって活躍できる環境づくりにも目を向けていくことが大切です。

行政やサービス事業所による支援は、一方的であり、また、制度の狭間にあり、必要な支援やサービスが不足していることで適切なサービスにつなげていくことが困難な事例も多く生じています。

そのため、町内を俯瞰的に見ながら、課題やニーズを把握し、関係機関や各種社会資源の協力を得たり、地域のもつ福祉力（※）と連携しながら、制度の狭間にあって、求められる支援やサービスが不足しているため、適切なサービスにつなげていくことが困難な場合には、必要であれば新たなサービスを創造し、支援に結び付けていくコーディネーターの役割を担うコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）の配置を進めていきます。

※「地域の福祉力を高める場」について

#### ①出合いの場

地域住民相互のコミュニケーションを通じ、ともに体験する場（例：福祉教育、マップ作り、福祉まつり等福祉に関わる啓発活動）

#### ②協働の場

共有されたニーズや課題について住民が協働して問題解決に取り組む場（例：ふれあい・いきいきサロン、見守り活動、小地域ネットワーク活動、困りごと援助サービス、権利擁護事業）

#### ③協議の場

地域福祉関係者相互の連携、課題の共有を図る場、住民の協働だけでは解決できない問題を他の主体や行政等も含めて協議し、調整・計画化を図る場

## 2. 地域福祉を推進していく体制の整備

①ケアマネジメントによる個人や家族支援とそれらを支える生活環境の整備・地域福祉推進の主体の形成・福祉教育などについて、これらの活動の主導的役割を担う相談窓口の設置。

②それぞれの関係機関や事業所など、日頃から支援に関わる者の参加により、課題や問題点、要望などについて聞き、話し合い「毛呂山町地域福祉ネットワーク会議（仮称）」を形成。

③「毛呂山町地域福祉ネットワーク会議（仮称）」の内容に基づき、課題を整理し、連携してサービスを開発し、そのサービスの内容を検証していく役割を担う「地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議（仮称）」の設置。

## 3. 毛呂山町地域福祉ネットワーク会議（仮称）の役割

地域福祉の課題に対応していくためには、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）のみの支援では困難であり、地域住民、行政、関係機関などが連携し、目標と情報の共有を図り、連携して支援していく体制が必須となります。また、地域福祉の課題は、困難なケースが多く、町として、どのように解決していくかを協議していく場が必要となります。

さらに、国でも、「誰もが支え合う地域の構築に向けた新しい福祉サービスの実現（平成27年9月）」のなかで、これまでのような対象者ごと、分野別ごとの対応では、複合化するニーズに単独の機関では十分に対応できないケースも増加しているため、“包括的な相談支援の実施”及び“地域の実情に合ったサービス提供体制の確立”が求められているとしています。また、個人が持つニーズのすべてを行政が満たすという発想に立つのではなく、住民を含む多様な主体の参加に基づく「支え合い」を醸成していくことが重要であるとしています。

毛呂山町地域福祉ネットワーク会議（仮称）では、①福祉、医療、保健などの関連するサービスとの連携のあり方、②これまでのような専門化、細分化された中では、対応できない問題への対応・サービスの創造、③現行のサービスについての改善や強化を含めた検証を行います。

#### **4. 地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議（仮称）の役割**

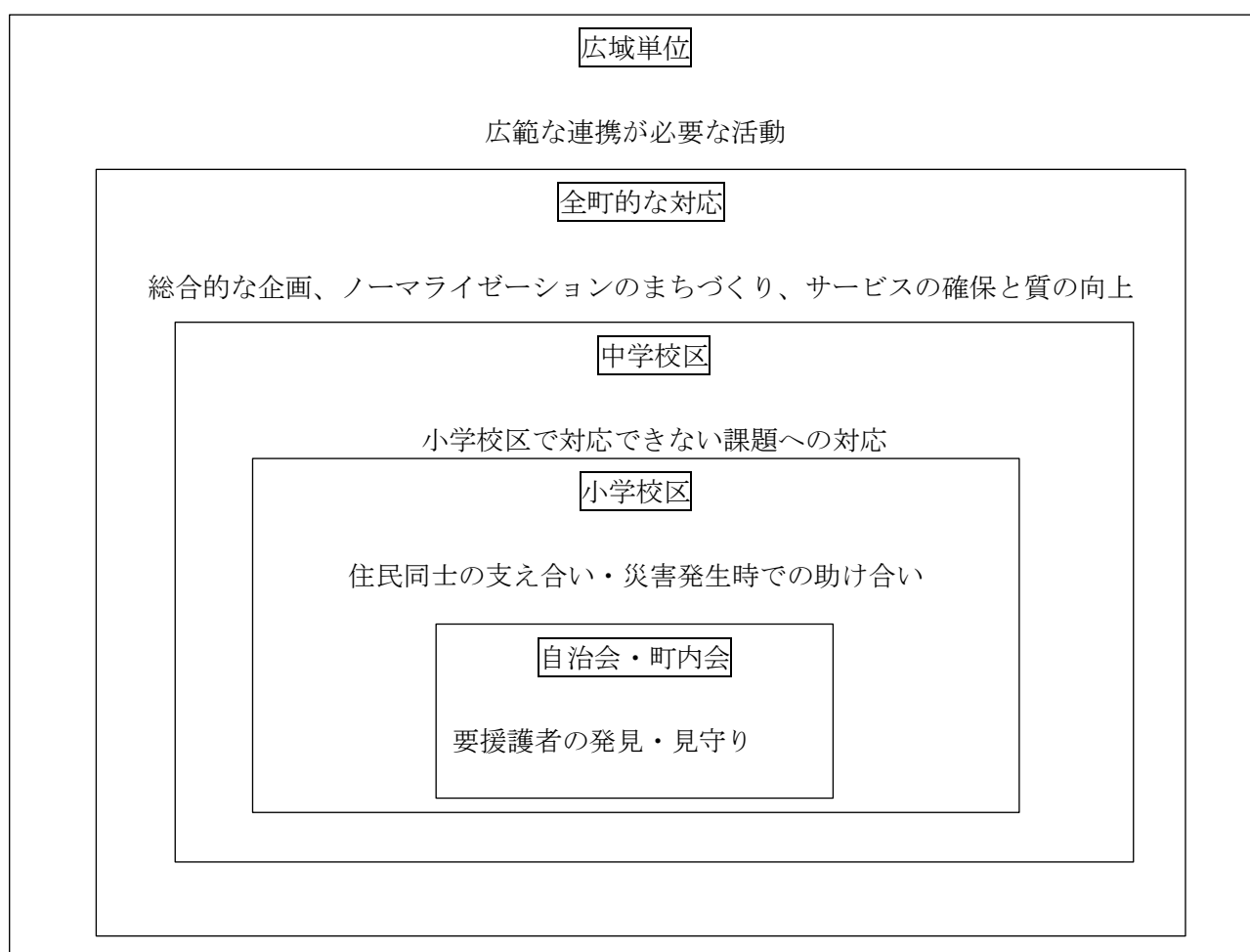
- ①計画の進行管理
- ②地域福祉推進体制の全体に関する検証
- ③「地域福祉ネットワーク会議（仮称）」が円滑に運営されるための環境の整備
- ④「地域福祉ネットワーク会議（仮称）」から活動状況の報告と評価・提言の受け入れ  
計画の方向性の確認や見直しを行う役割を担います。

## 第 1 1 節 福祉圏域の設定について

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な仕組みや取り組みを効率的、効果的に展開するための地域の範囲を示します。

- ①地域福祉におけるきめ細やかな課題把握が容易にできること
- ②住民間において課題に対する関心と共有が得やすいこと
- ③住民参加の可能な範囲であること
- ④住民主体の課題解決に向けた活動が具体的に展開しやすいこと

この4つを基本に、毛呂山町では、「広域単位」、「全町単位」、「中学校区単位」、「小学校区単位」、「自治会・町内会単位」と重層的に圏域を設定することで、小地域におけるサービス（保健・福祉）の一体的提供やボランティア活動の展開、地域の交流の場づくりや見守りネットワークの構築など、官民協働による地域福祉活動の更なる推進を目指します。



## ■第12節 計画の期間について

福祉分野においては、高齢者・児童・障害者などの分野別に、国の制度改正や新たな制度実施を受け、新規策定や見直しが行われてきており、また、町全体としての方向性を示した「毛呂山町総合振興計画」も平成27年度に見直しが実施され、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定のあたっては、それら各種計画との整合性を図る必要があります。

そのため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定に当たっては、本来、平成26年度中での策定を目指していましたが、関係する各種計画との整合性を図る都合上、また、町と社会福祉協議会双方の考え方や方向性のすり合わせや制度改正がめまぐるしい中、既存の支援サービスの見直しや今後実施していく事業について精査していくことに時間を要することから、平成27年度の策定を目指しました。なお、今回の計画実施期間は、平成29年度までとし、その間も社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、毎年度末に見直しを行います。

また、次期の計画見直しの際には、地域住民との地域懇談会の開催やアンケート調査の実施、さらには、関係機関・団体・ボランティア団体、NPO法人など、福祉活動を行っている人々へのヒヤリングなどを実施して、それぞれの抱える課題だけでなく、アイデアなどの把握についても努め、協働による町づくりを推進していきます。

## ■第13節 計画の公表について

地域福祉の推進に当たっては、本計画の理念、目指していく方向性や施策、活動内容などについて、全ての住民や関係者の理解と協力が不可欠です。

そこで、町や社会福祉協議会の広報紙やホームページ、地域懇談会などを通じて、本計画の内容及び進捗状況等について報告・公表し、住民との情報の共有を行います。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

#### 「人と人のつながりから生まれる地域づくり」

近年、少子高齢化や孤立死問題、生活困窮等多様化した課題が増加しています。このような多様化した社会問題や地域課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で生活をしていくために、一人ひとりが地域・福祉への関心を高め、住民参加・つながりによる支え合いを推進していくことが重要です。

障害の有無や年齢、性別に関わらず同じ地域の住民として助け合い、思いやりの気持ちを持って生活することが地域福祉の原点であり、住民同士や地域でのつながりを築き、関係性を深めていくための仕組みづくりを目指します。

これらのことから、両計画の基本理念を「人と人のつながりから生まれる地域づくり」として地域福祉を推進していきます。





## **第2節 基本目標**

地域・住民を支えていくうえで様々な形・程度の支援が必要不可欠となってきます。当町の地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、地域や住民一人ひとりが参加・協力し、助け合える仕組みを構築していくため次の3つの目標を定め、地域福祉推進を展開していくこととします。

### **基本目標1 地域力を育む基盤づくり**

住民が中心となり、身近な地域でのつながりや協働を深めていく地域づくりを目指します。そのために幅広い世代での福祉教育を充実させ、福祉活動に携わる人材の発掘・育成に努め、地域の実情やニーズ把握などお互いの顔が見える関係性を築いていきます。

### **基本目標2 みんなで支える地域づくり**

地域福祉活動に誰もが参加出来る地域を目指します。福祉サービスに関する情報の提供、相談体制の充実を図り、地域支援事業における新たな資源の創造など、サービスを利用しやすい仕組みを整えます。また、関係機関や団体、企業・学校との連携を深め、住民一人ひとりが地域福祉の担い手となることが出来るよう支援し、地域社会の充実を目指します。

### **基本目標3 安心して住み続けられる地域づくり**

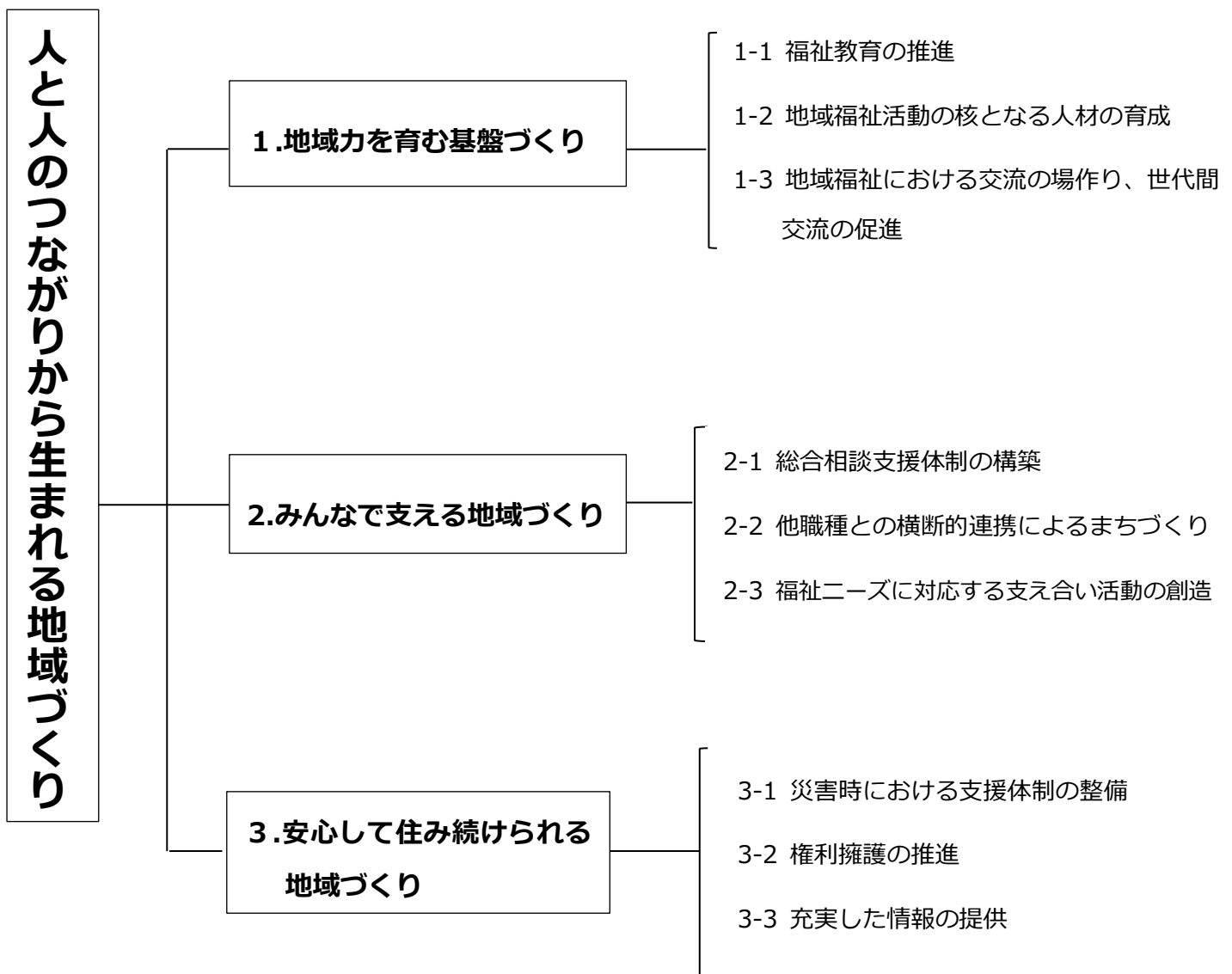
誰もが健康で安心して暮らせる地域を目指します。災害や緊急時における支援体制の整備、児童・高齢者・障害者等の権利擁護の充実を図ります。また、生活課題における福祉情報などを把握出来る環境整備に努め、地域全体を視野に入れたネットワークづくりを促進していきます。

## 第3節 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



## 第3章 目標と具体的な取り組み

### ● 基本目標 1：地域力を育む基盤づくり

#### ■ 背景

現在、公的なサービスなど既存のサービスの利用によっても、各家庭や地域においても解決の方向性が見出せない様々な課題が山積しています。

しかし、福祉については、個々人や世帯により、また、時代の流れにより、日々変化していくものであり、新たなサービスを創造していくことは、財源の問題や即応性の観点からも困難であることも事実です。

大切なことは、すぐに結果を出そうとすることではなく、どのような結果を生み出すことがよいのか、身近な地域の中で考え、共に行動していく力（地域力）を発揮していく、発揮していこうとする環境づくりが大切であり、そのためには、地域住民一人ひとりが、正しい知識や情報を持ち、お互いに支え合い、助け合っていこうとする姿勢が求められています。

#### ■ 基本施策

##### 1-1 福祉教育の推進

###### (1) 福祉教育の推進

福祉教育の目的は、将来、地域を担っていく子どもたちに、ボランティアなどの地域活動を主体的に行っている人々の経験を伝え、また、日頃の生活の中において、困っている人を見かけたら自ら声がけを行うことなどを通じて、社会は、お互いの支え合いの中で築かれてきたことについて学ぶことにより、相手目線の姿勢で物事を捉える姿勢を養うとともに、積極的な貢献活動・社会参加につなげていくことにあります。

言い換えれば、福祉教育は、福祉への理解や関心を高め、自立や生きがいづくり、住民参加・参画による福祉活動の促進、在宅介護などの在宅福祉サービス、地域ボランティアの養成など、福祉に関する実践活動や社会福祉の理念や考え方、法制度に関する内容や仕組み、援助技術などについて学習する機会といえます。

また、時代の要請する福祉に関するフォーマルな制度や政策についての補完的な役割を担い、即応、創造、開拓などの性格をもつインフォーマルな福祉活動として期待される住民活動、ボランティア活動ですが、それらを発展させていくためには、地域住民の社会福祉への理解と認識、さらには、地域福祉（※）の実践につながるよう意識を高めていくことが大切となります。

さらに、福祉教育は、体験学習やボランティア活動を通じて、人と人との関わりの意義、思いやり、やさしさなどの心や人生について学ぶ機会ともなります。

※地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力し合いながら地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

## **（２）生涯学習とボランティア活動との連携**

生涯学習とは、「自己の充実や生活の向上、職業上の能力の向上などを目指し、一人ひとりの自発的な意志に基づき、自分に合った手段や方法を選びながら、生涯にわたって学習する（学ぶ）こと」です。大きく変化していく時代の流れに対応していくために、生涯学習は、ますます重要となります。

そのため、地域住民一人ひとりが、生涯学習やサークル活動、健康づくりや介護予防事業等の活動を通じて、必要な知識や技術などを身につけ、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていくことができる実践的な活動の場や機会の提供に努めます。

一方、ボランティア活動は、自分の好きなこと、あるいは、できることを自ら進んで社会のために役立て、自らを成長させ豊かにすることといえます。最近では、身近な地域や学校、企業など様々な場面で、福祉や環境などに関するボランティア活動に参加する人々も増加しており、多様な広がりを見せています。「個人の自発的な意志」から始まるボランティア活動に決まった形はありません。ボランティア活動は、本来、志さえあれば誰にでも出来るものですが、実際に活動を始めると、活動に関する知識や技術習得を求められることもあり、また、ボランティア活動をすることによって、さらなる学習の発展につながっていくこともあります。

このように、「生涯学習」と「ボランティア活動」には、密接な関係があり、ボランティア活動を貴重な学習機会と捉える「生涯学習ボランティア」という考え方も生まれており、福祉や教育に限らず、あらゆる分野で取り組まれています。

なお、町で、健康増進のために、平成26年から住民主体により、一般介護予防事業の中で進めている「ゆずっこ元気体操事業」も、ボランティア活動の一つといえます。

### 【具体的推進項目】

番号	項 目
1	今後の地域福祉を担う人材の育成として、小中学校を対象とした福祉教育事業に取り組みます。
2	地域住民の福祉に対する興味・関心を深めるため、講演会や勉強会等の啓発事業を実施し地域の実状に合わせた福祉教育の取り組みを推進します。
3	年間及び夏休み等を利用し、子供から大人まで参加できるイベント等を実施し、高齢者や障害者等について学び、ふれあう機会を作ります。
4	学校や自治会（行政区）、団体等に対して、福祉体験備品の貸出しを行い、疑似体験を通して福祉について理解を深める機会を提供していきます。
5	町内小中学校の取り組む福祉教育に関する事業に対して支援を行うとともに連携を強化するための推進会議を実施します。
6	福祉教育の推進を担う住民ボランティアの養成に努めます。
7	若年層、子育て中の親、高齢者等様々な世代のつながりを再生するため、世代間交流の活性化に努めます。
8	ボランティア活動従事者やボランティア団体のスキルアップを図るため、ボランティア同士の情報交換や勉強の機会を作ります。

※1「福祉教育推進事業」とは

ボランティアと協働し、町内の学校や団体、自治会に対し、福祉に対する理解と関心を高めることを目的に障害者、高齢者について学ぶ疑似体験や、当事者の講話などを実施

## **\* 具体的事業・取組み \***

事業名・取組み	具体的推進項目
福祉教育推進事業（※1）参加者の拡大	1、2、6、7
福祉ふれあい体験事業参加者の拡大	3
福祉協力校・ボランティア推進指定校の拡大	5
福祉教育ボランティアの推進	6
福祉体験備品の貸出し	4
ボランティア交流会	8
ふれあい広場	3

### ※1「福祉教育推進事業」とは

ボランティアと協働し、町内の学校や団体、自治会に対し、福祉に対する理解と関心を高めることを目的に障害者、高齢者について学ぶ疑似体験や、当事者の講話などを実施

### ※2「ボランティア交流会」とは

さまざまな活動をしているボランティアが集まり、情報交換や知識技術向上のための勉強会と通してネットワークを広げる会

## **1-2 地域福祉活動の核となる人材の育成**

当町においても、単身高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加しており、今後、買い物に出かけることが困難な世帯も増加していくことも予測されます。このような中、要介護状態にある場合は、介護保険のサービスが利用できます。また、そこまでの状態でない場合でも、誰かの手を借りたい、今日に限っては、お手伝いが欲しいという場合もあり、そのような場合、現在では、社会福祉協議会による「高齢者困りごと援助サービス」により、ボランティアの力を借りてフォーマルなサービスでは対応できないニーズへの支援を実施しています。

しかし、ボランティアの不足もあり、急なニーズへの迅速な対応は困難なため、利用者のニーズに十分応え切れていない状況もあり、制度としてのサービスには限界もあるため、より身近な地域において、住民相互の助け合いにより人と人のつながりを生み出すことができるよう、住民主体による支援体制を整えていくことが求められています。

今日では、住民相互の関係が希薄になってきているといわれていますが、単にニーズに対応する仕組みを創造するのではなく、人と人を結びつけることにつながるような仕組みとしていくことが大切です。

例えば、買い物の代行を求めるだけの人もありますが、一方では、色々な品物をみながら、自ら選択して買いものをしたい、販売員との何気ない会話も楽しみたいという望みがあり、また、サービスを提供する側にとっても、人とのふれあいにより得られるものも多くあります。心の充足感、住民相互のつながりから生まれるものであり、安心して住み続けるためには欠かせません。

これからのボランティア活動においては、サービスを提供する側、される側という一方的な形態ばかりでなく、人と人のふれあいを楽しむことができる余裕のもてるサービス形態を創造していくことが大切です。そのためには、活動の核となる人材を育成し、その活動自体をバックアップしていく体制を整備し、地域住民主体であり、持続可能な活動を推進していく必要があります。

なお、活動の核となる人材の役割については、単に福祉に関することと限定してしまうのではなく、様々な活動との連携、中でも防災活動と関連付けた活動と連携していくことが、地域福祉の推進のうえでも大切です。

### 【具体的推進項目】

番号	項 目
1	新規のボランティア確保や既存のボランティアの質の向上を目指し、各種ボランティア講座を開催し、人材発掘・育成に努めます。
2	団塊の世代が、地域活動や生活支援の担い手として活動できるよう各種ボランティア活動に参加しやすい仕組みを構築していくため、情報紙の発行や講座等の開催に努めます。
3	ボランティアコーディネーターの配置や専門性の向上に努めます。

4	障害者等が積極的に活躍できる地域づくりを目指し、福祉活動を推進する団体への支援内容の充実を図るとともに、新規の団体への立ち上げ支援に努めます。
5	地域の見守り活動等、小地域での活動推進に向けた住民主体の取組みの支援に努めます。
6	自治会や民生委員・児童委員との連携を図り、地域住民に住民活動参加への呼びかけやボランティア活動に対する説明会等を実施します。
7	ボランティア活動従事者やボランティア団体のスキルアップを図るため、ボランティア同士の情報交換や勉強の機会を作ります。(1-1再掲)

### **\* 具体的事業・取り組み \***

事業名・取り組み	具体的推進項目
ボランティア入門講座	1
ボランティア関係者連絡会議の開催	7
福祉団体への支援	4
ボランティアセンター運営事業の充実	1、2、3、6
地域ふくしサポーター制度の拡大	5、6

### **1-3 地域における交流の場づくり、世代間交流の促進**

地域住民が身近な地域への関心を高め、近所に住む人とお互いに知り合うことができ、さらには、行政や社会福祉協議会が、住民との協働を深めていくためには、お互いが顔の見える関係を築いていく必要があります。

日常生活は、児童、障害者、高齢者、健常者などの区別なく営まれています。これまでの行政や社会福祉協議会は、個々人が抱える課題の一部分を補完するという考え方が一般的でしたが、その背景には、個々人が人と人のつながりをもって生活しているという前提がありました。

しかし、最近では、人と人のつながりが希薄になってきていること、心理的なケアを受ける環境がない、変化に気づいてくれる人がいない、あるいは、代わりに動いてくれる人がいないなどといった状況に置かれている高齢者や子育て世帯、ひきこもり世帯な



どが年々増加の傾向にあります。また、困っていることが一つでない、何から解決してよいか分からない、あるいは、とにかく人に話しを聞いてもらいたいといった漠然とした要望も多くあります。

行政の捉え方は、とかく、人を世代別や障害の有無などの分野別に分け、対応しようとする傾向がありますが、社会は、様々な人々の集合体であり、人と人のつながりにより営まれていることにまず目を向ける必要があります。そのため、最終的な決断は当事者自らが行うとしても、課題解決方法を考えていく過程では、生活を支え合っている世帯（家族）や地域（ご近所とのつながりなど）を含めて検討していくことが必要です。

さらに、公的なサービスを提供する際には、地域住民のニーズや抱える課題の多くを課題の解決のための方策の全てを行政や社会福祉協議会のみで解決しようとするのではなく、多様な人との関わりの中で解決していくことを基本としていく必要があります。

また、自ら出向くことができない人のニーズや課題をキャッチしていくことも重要で、感度の高いアンテナ（気づき）を増やしていくことが求められます。特に、災害などが発生した際など、いざという時での声かけは、普段から地域コミュニティ（人と人のつながり）が形成されていなければ、なかなか出来るものではありません。そのためにも、地域住民による日頃からの声かけ、変化に気づく、関係機関につなぐといった配慮が大切となります。

また、声かけのみならず、高齢者、障害者、児童といった区別をすることなく、自分たちの住む身近な地域に、誰もが気軽に集える居場所づくりを進めていくことも大切であり、このような居場所づくりには、人と人をつなぎ、心の安定やひきこもりの予防に対しても効果が期待されます。

### 【具体的推進項目】

番号	項 目
1	サロン事業の拡大や地域住民の交流の場、ミニサロン（※）などの立ち上げへの支援を行うなど、地域との積極的な関わりに努めます。
2	集会場や空き店舗等の活用、社会福祉施設等と連携し、住民交流の安定的な拠点の設置を目指します。
3	異業種（企業、大学等）との連携強化を図り、町全体での地域福祉活動の推進体制の強化を図っていきます。
4	高齢者の孤立や若年層の引きこもり等を防ぐために、地域での役割や生きがいを持って生活できるよう、参加の機会を作ります。
5	自治会や民生委員・児童委員との連携を図り、地域住民とボランティアが一体となり、孤立・孤独を防ぐ住民主体による見守りネットワークの構築を推進していきます。
6	顔と顔が見える地域づくりを目指すため、世代間交流の促進や誰もが気軽に集える居場所づくりを推進していきます。

※「ミニサロン」とは

自治会単位より小規模な住民同士（友人、隣近所）の交流の場で、個人の自宅等で行う茶話会や趣味の会など

### \* 具体的事業・取り組み \*

事業・取組み	推進項目
ふれあい・いきいきサロン事業の拡大	1、2、4
生活支援サービス事業調整会議への積極的参加	2
地域ふくしサポーター制度の拡大	4、5
地域懇談会の定期的開催	6
地域見守りネットワーク推進事業の見直し、充実	4、5

## ● 基本目標 2 : みんなで支える地域づくり

### ■ 背景

地域住民が安心していきいきと暮らしていくためには、健康で生きがいをもって生活していくことが必要で、日頃から、健康に関する教育や食育の推進、生涯学習の推進などの充実が求められます。

しかし、日頃から顔の見える関係が築けないひきこもりや高齢者世帯、子育て世帯などは、地域で孤立してしまう傾向にあり、住民自らが、同じ地域に暮らす人々の生活課題に目を向け、地域住民相互のつながりを広げながら対応していく力を養い、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域社会を築いていくことが今後益々重要となります。毛呂山町でも、単身高齢者やひきこもりの増加により、生活困窮に陥っている者も多いと推測されます。

また、高齢者に限らず、平成26年度内閣府の「子ども・若者白書」によると、子どもの相対的貧困率は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあります。具体的には、平成21（2009）年には15.7%となっており、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は14.6%であり、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が50.8%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっており、OECD（経済協力開発機構）によると、我が国の子どもの相対的貧困率はOECD加盟国34か国中10番目に高く、OECDの平均を上回っている状況にあります。

このような中、困りごとがあっても、誰に相談したらよいかわからない、また、どこに相談してよいのか分からない、さらには、身体的な理由（身体障害）や、ひきこもりなどによって、相談場所まで出向くことができない、また、複数の課題を抱えている世帯も増加しており、必要とされる支援に結びつかない状況があります。

そのため、これまでのような相談を待つだけの姿勢ではなく、積極的な訪問（アウトリーチ）によって、世帯状況を早期に把握し、住民との協力や関係機関との連携により、必要な支援につなげていく体制の整備が求められます。重要なことは、話しやすい、相談しやすい環境の整備、さらに、必要な情報が確実に関係機関や関係者と共有され、必要な支援やサービスに確実につながる体制の整備です。

国では、現在、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分

らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、包括的な支援・サービスを提供していく高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの構築を市町村が主体となって進めていく必要があるとしています。

しかし、個々人のニーズの全てを行政や社会福祉協議会が満たしていくことはできないため、支援体制の構築には、地域住民を中心に多様な主体の参加によって支え合いによる活動を進めていくということが不可欠です。

今後は、この地域包括ケアシステムを基盤に、支援を求める人を高齢者、障害者、児童、生活困窮者といった分野ごとの制度や支援・サービスに無理に当てはめようとするのではなく、本人のニーズを起点にし、必要があれば新たな支援・サービスを積極的に創造していくことで、その人の状況・ニーズに合った支援・サービスを受けられる、全ての分野を対象とした地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。その際には、サービスを提供する側が特定される一方的な関係ではなく、時にサービスを受けていた側がサービスを提供する側になるという「お互いさま」の関係、「共生」の関係を地域社会の中に再生・創造していくよう心がけていくことが大切です。

また、住民を含む多様な主体の参加について、既存の地域見守りネットワーク体制や各自治会を単位として組織されている自主防災組織と連携することで、例えば、日頃から住民と接する機会の多い事業所と見守り協定を結ぶなど、生活困窮に陥っている世帯や複数の課題を抱え地域から孤立している世帯の早期の把握に努めていくことが求められています。

#### ☆地域包括ケアシステムについて

「地域包括ケアシステム」では、高齢者が尊厳・個別性の尊重を基本に、出来る限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を支援することを目指すため、要介護高齢者数の増加を踏まえたサービス全体量の拡充や、介護・医療・保健・福祉の連携による切れ目のないサービス提供を行うことを目的としています。

## ■ 基本施策

### 2-1 総合相談支援体制の構築

#### (1) 生活困窮者及び複合的な課題を抱える世帯への相談支援体制の構築

行政や社会福祉協議会には、様々な相談窓口がありますが、それらは、対象者により分野別に区分されており、相談したい住民の側にとっては、どこに相談してよいのかが分かりにくい状況にあります。さらに、複数の課題を抱えている世帯にとっては、多くの相談窓口を訪ねなければならないことにもなり、負担が大きなものとなります。

当町は、県下の町村のうちでは、生活保護率が最も高い状況にあり、増加の一途をたどっていますが、生活保護の受給が開始されても、問題の解決が図られず、自立に向けた支援が難しい世帯も少なくありません。

行政や社会福祉協議会が世帯の抱える問題の把握を積極的に進めていかなければ、問題がより大きく複雑化してしまうことにもなり、結果として、対応により多くの時間を要してしまうこととなります。

平成26年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されましたが、その実施については、県は埼玉県社会福祉協議会に委託しています（町村の場合には、県が実施主体となるため）。毛呂山町では、生活困窮者自立支援法に関する相談窓口が町社会福祉協議会に設置されており、複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な相談支援を行う自立相談支援事業（必須事業）と、本人の状況に応じた支援を行う各支援事業（任意事業）を実施しています。

世帯状況を早期に把握し、必要な支援につなげていく生活困窮者自立支援法による支援は、重要な役割を担っています。

また、問題が複雑化し、施設や医療機関との連携が不可欠となっている中では、精神保健福祉士、母子相談員や発達相談員（臨床心理士、言語聴覚士）などの専門職員の配置を進め、町民の身近に専門的な相談ができる体制の構築を進めていくことも必要です。

## **(2) 民生委員・児童委員への支援体制の整備**

2000年（平成12年）に社会福祉法が改正され、地域福祉の推進が明確に打ち出され、地域での様々な福祉サービスの実施が期待されるようになりました。

しかし、これまでのサービスの担い手は、主に自治会、老人会等の地域組織や団体の役員、構成員が中心であったため、最近では、高齢化や新たな構成員の不足、さらには担うべきサービスの過多などにより、地域福祉活動の担い手が不足していることが大きな課題となってきました。

民生委員・児童委員は、これまでも地域福祉推進の要として、地域住民の身近な相談役、情報提供や地域の潜在化したニーズや課題を掘り起こし、必要な支援やサービスにつなげる地域のアンテナ役、地域活動の核としての役割が期待されてきました。

また、主任児童委員については、子どもたちが地域において健やかで個性豊かに育つための関係機関や社会資源との調整役や子育て世帯への支援者としての役割も期待されてきました。

しかし、地域における生活課題の解決やニーズへの対応に当たっては、住民のプライバシーや自己決定の意思を尊重しなければならない一方、異変を感じた際には、命を守ることを優先しなければならないという使命感から、果たしてどのタイミングで住民の生活に介入していけばよいのか迷う場面も多くあり、このような負担感や不安感が、民生委員・児童委員の不足を生じさせる要因の一つともなっています。

住民一人ひとりが抱える課題や地域の課題について、民生委員・児童委員のみで解決できることは多くありません。そのため、関係機関と連携し、人と人のつながりの中で解決を図っていこうとする機運を高めていく必要があります。

行政や社会福祉協議会は、民生委員・児童委員の活動内容や求められている役割について、広く住民に理解してもらうため、町広報紙や地域懇談会などを通して、定期的に住民に発信していく必要があります。

## **(3) 地域ふくしサポーターの拡充**

町では、社会福祉協議会において、平成25年度より「地域ふくしサポーター制度」を実施しています。地域住民相互のつながりが希薄化している中、民生委員・児童委員のみでは、地域における課題・問題の発見や解決について考えていくことは困難です。

そのため、日常生活の中にある課題や問題については、単に民生委員・児童委員任せにするのではなく、民生委員・児童委員と連携しながら、必要な支援方法や課題解決に向けて活動する「地域ふくしサポーター制度」を創設し、各自治会を単位として設置をお願いしています。今後は、地域懇談会などを通じ、「民生委員・児童委員」と「地域ふくしサポーター」を核とした地域づくりを推進していきます。

#### **(4) 行政と社会福祉協議会との連携強化**

社会福祉協議会は、行政とともに、市町村域全体を視野に地域福祉を推進する公共的な組織であり、地域における新たな支え合いを推進するための重要なパートナーとしての位置づけにあります。

社会福祉法第109条では、「関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会又は地区社会福祉協議会の役員となることができる」と規定しており、行政職員の社会福祉協議会への参加が担保されており、行政、社会福祉協議会の連携は欠かせないものとなっています。また、社会福祉法第6条には、「福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務」に関して、国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならないと規定されています。

そのためには、社会福祉協議会としての活動原則（※）が十分に発揮されていくよう体制整備の見直しを進めるとともに、日頃から行政職員と社会福祉協議会職員の情報交換の機会を作り、連携を深め、それぞれの役割が最大限に発揮されるよう必要な情報の共有を図っていく必要があります。また、地域福祉の推進を図ることを目的としている共同募金についても、地域の福祉活動に積極的に活用される事業を創設していくなど、地域住民に見えるものにしていくために活用方法の再検討が必要です。

※社会福祉協議会の活動原則

- ①住民ニーズ基本の原則、②住民活動主体の原則、③民間性の原則、④公私協働の原則、  
⑤専門性の原則

**【具体的推進項目】**

番号	項 目
1	福祉総合相談窓口としての体制の構築を図り、個別ニーズに沿った支援の充実を図っていきます。また、住民の声に耳を傾け、気軽に相談出来る場の提供に努めます。
2	地域見守りネットワークと、地域ふくしサポーター制度によるネットワークを併せていくことで、積極的な訪問（アウトリーチ）による早期の課題等への発見・対応に努めます。
3	自治会や民生委員・児童委員との連携を図り、見守りネットワーク事業の見直しや拡大を図り、住民参加の見守り組織の普及に努め、住民主体による孤立・孤独を防ぐ仕組みを住民と共に考え、体制の構築に努めます。
4	自治会や民生委員・児童委員との連携を図り、地域住民とボランティアが一体となり、孤立・孤独を防ぐ見守り体制構築し出来る仕組みを住民と共に考えていきます。（1－3再掲）
5	生活困窮課題に対し関係機関と連携・協働によるサポートに努めます。
6	世帯ごとに福祉ニーズを把握していくため、制度ごとに提供されているサービスや支援内容を世帯単位に整理し、必要な支援体制の整備に努めていきます。
7	相談援助担当職員の専門性の向上を目指し、職員研修や外部研修へ積極的に参加し、相談や援助に関する技術力の強化に努めます。
8	医療・介護等各関係機関、事業所等と連携し個別ニーズに対応できる支援体制の構築を目指します。

**\* 具体的事業・取り組み \***

事業名・取り組み	具体的推進項目
福祉総合相談窓口の開設	1、6、7
生活困窮者自立支援制度との連携	5



心配ごと相談事業の充実	6、9
地域ケア会議、相談支援連絡会への参加及び連携	8
地域ふくしサポーター制度の拡大	2、3、4
民生委員・児童委員協議会との連携強化	2、3、4
行政福祉及び防災担当課との定期的な情報交換会の開催	

## 2-2 他職種との横断的連携によるまちづくり

### (1) 地域包括ケアシステムの構築

現在、町では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。

この地域包括ケアシステムは、行政・社会福祉協議会が中心となって、地域の多様な支える力を集結させ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。介護保険法の改正により、それまで、要支援者に対する訪問介護や通所介護についてのサービスは、全国一律でしたが、地域支援事業に移行することにより、地域福祉活動による多様なサービス提供を創造し、利用者にとっても多様なサービスの選択が可能となる地域づくりを目指しています。

なお、今後は、このシステムを高齢者だけの分野に限らず、障害者、児童、生活困窮者等の分野にも応用し、それぞれの分野をつなげ支援体制の拡充を図り、さらには、地域の福祉力と連携していくことで、地域福祉の推進を図っていく必要があります。

### (2) 社会福祉法人の社会貢献活動との連携

今日、福祉に求められているニーズは多種多様化しており、公的サービスだけでは対応できない事例や福祉の分野のみでは解決が困難な事例が発生しています。

そのため、公的サービスでは対応できない部分を補完するインフォーマルなサービスの創出を推進していく必要があります。

このような中、2000年（平成12年）の「社会福祉基礎構造改革」では、福祉サービスは、それまでの措置制度から契約へと変わり、様々な規制改革のもと、社会福祉

法人のあり方も問われています。具体的には、社会福祉法人には、福祉サービスの供給確保について、中心的な役割を果たすだけでなく、地域社会の中で生活していくにあたって必要な福祉サービスを受けることができない人がいないよう、関係機関などと連携しながら、地域における課題の発見に努め、さまざまなニーズに対してきめ細かく、柔軟に対応していくことが求められています。

具体的な事業としては、生活保護世帯への教育支援や災害時における要援護者の受け入れや支援、生活困窮者への支援、成年後見制度の受託事業、養護老人ホームでの地域住民が集えるサロンの併設などが考えられます。そのような中、行政や社会福祉協議会は、社会福祉法人による各種事業への取り組みを期待するだけではなく、今後の人口動態統計なども参考にしながら、町の今後のあり方（ビジョン）を社会福祉法人と共有していくことで、社会福祉法人の各種事業への取り組み（地域貢献）を促進していくことが求められます。

#### 【具体的推進項目】

番号	項 目
1	生活支援の担い手を各種連絡会議、講座などを通して発掘し、地域福祉活動の担い手となる人材の育成に努めます。
2	生活支援コーディネーター、関係機関、ボランティアなどとの連携を図り、専門性を高め、地域における様々な課題やニーズへの対応力を高めます。
3	民間企業、有償団体、NPO、医療・教育機関等の資源を活用し、多様なサービスの創出に努めます。
4	ボランティア活動の従事者同士の連携強化に努めます。
5	地域住民一人ひとりが、“できることができる”、“できることをする”地域社会の実現を目指します。
6	住民が気づいたこと、発見したことを確実に受け止め、分野別ではなく、総合的な支援方法を検討していく場を創設します。

## **\* 具体的事業・取り組み \***

事業名・取り組み	具体的推進項目
生活支援サービス事業調整会議の開催	1、2
福祉教育推進事業の拡大	3、6
地域ケア会議との連携	4、5
地域ふくしサポーター制度の充実	3、6
ボランティア関係者連絡会議の開催	1、4、5、6

### **2-3 福祉ニーズに対応する支え合い活動の創造**

#### **(1) 地域懇談会の開催**

地域の問題の解決を住民に求めようとしても、住民の主体性が伴っていないければ、実効性は乏しいものとなります。そのため、まずは、住民が福祉について語り合うきっかけの場をつくり、地域におきている福祉課題を住民一人ひとりが自らのこととして捉え、解決に向けての力（地域力）を高めていくことが必要です。

具体的には、地域住民による懇談会や地域学習、ワークショップなどを通して、地域の問題や課題を明確にし、住民相互で共有していくことが、住民の地域福祉に関する関心を高め、ボランティア活動・福祉活動への参加の促進にもつながります。

そのため、現在、社会福祉協議会事業が各地区に働きかけ、実施されている「ふれあいいいきサロン」の活用も含め、日頃から地域に関心を持ち、気軽に語り合えるような雰囲気醸成していくことが大切です。

#### **(2) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の設置**

コミュニティソーシャルワークは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等の環境面を重視した援助を行い、さらには、地域を基盤とする支援活動と支援を必要とする人とを結びつけ、それでも不足がある場合には、新たなサービスを開発したり、公的サービスとの調整を図っていくことをいいます。

複数の課題を抱える世帯の増加に伴い、新たなサービスの創造は、不可欠ですが、そのためには、町全体を俯瞰的に見て、あらゆる社会資源の活用を進めていく存在が不可

欠となります。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、このコミュニティソーシャルワークを行う存在として、地域住民との協働による地域福祉を推進していく母体である社会福祉協議会には必須となります。

ただし、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が課題の全てを解決していくことを意味するものではありません。問題を明らかにし、その解決にあつては、住民との協働が不可欠です。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割は、「地域懇談会」の開催などを通して、住民や関係団体・機関、さらには、福祉関連以外の分野の社会資源などとも積極的に連携しながら、必要な支援体制をそれぞれの地域に構築していく核としての役割を担います。

## ★コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

### 1. 要援護者に対する見守り・発見・つながりを通じたセーフティネット体制づくり

- (1) 要援護者等に対する見守り・発見、相談から適切なサービスにつながる体制づくり
- (2) それぞれの事例に即した関係者で構成する「ケース検討会」の開催
- (3) 地域住民に対する福祉サービスの利用方法等の情報提供
- (4) 地域住民と福祉の専門家との協働の促進

### 2. 制度の狭間にある要援護者からの相談への対応、必要なサービスへのつながり、各種福祉サービスの利用申請支援等の実施等

### 3. 地域住民による活動との協働・支援

### 4. 新たなサービスや仕組みの研究・開発・普及

### 5. 地域福祉計画・地域福祉活動計画等の策定・見直し、さらには、町におけるセーフティネット体制の構築や強化のための取組みへの参画

### 6. 福祉関係者に限らず、地域住民や日頃から地域住民と接する機会の多い事業者の参加による福祉のまちづくりのコーディネート等

### **(3) 生活支援コーディネーターの設置**

国の介護保険制度の見直しでは、これまで要支援者に対し介護予防給付により行ってきた事業について、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づいて、「介護予防給付」と「総合事業」の組み合わせにより、特定の介護事業所のみで給付してきたサービスについて、地域住民の参加により地域の実情に応じた様々なサービスを創造していくことで、住民相互の支え合いを回復することを目指しています。

そのため、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）とも連携しながら、住民ができる限り住み慣れた身近な地域で生活していくことを可能とする地域社会の実現を目指していきます。

### **(4) 多様な生活支援サービスの創出**

これまで、町では、高齢者への配食サービスや緊急通報システムをはじめ、町独自の事業を進めてきました。

しかし、行政主体で提供するサービスは、財源に限りがあること、サービス内容が限定的であること、臨機応変の対応が難しいといった課題があり、利用者の要望にきめ細かく対応していくことには限界があります。

課題を抱えた人々を支援し公的福祉サービスの隙間にある課題を埋めるため、住民主体による各種生活支援サービスの創造は、今後、ますます、重要な役割を果たすものと期待されています。

町では、平成26年度に埼玉県モデル市町村として、町内4カ所で体操教室を立ち上げ、現在では、「ゆずっこ元気体操」として、住民主体による取り組みとして町内に広がっています。高齢化が進む中、住み慣れた身近な地域で、住民主体による体操教室などが企画・実施されることで、ご近所同士で声かけをしながら交通手段を考えずに気軽に参加しやすくなり、また、日頃からの住民相互のつながりが生まれることで、小さな変化にも気づきやすくなり、平常時での見守りとしての機能や災害時での円滑な避難誘導につながるものと期待されます。

そのため、日頃から、福祉教育や地域懇談会などを通して、住民の地域福祉への理解促進を図り、住民主体のサービスを創出し、さらには、それらを組織化・継続化された

活動へと発展させていけるようコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、生活支援コーディネーターが支援していきます。

**【具体的推進項目】**

番号	項 目
1	自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、地域ふくしサポーター等と連携して地域活動の活性化を図り、課題やニーズのキャッチを強化し、また、地域課題や個別ケースへの伴走型の支援体制を構築に努めます。
2	地域懇談会の開催等により、地域の日常的な問題や課題を把握し、住民と共に解決を目指すまちづくりを推進します。
3	生活支援サービスに対する新たな資源開発に向け、関係機関・団体と協働しサービスの担い手の養成に取り組みます。
4	共同募金の配分のあり方を見直し、地域の福祉活動に積極的に活用される仕組みを検討します。
5	有償ボランティアやNPO法人など、生活支援サービス等の活動を行う団体を支援し、住民のニーズに合せた支援やサービスの枠を広げていきます。
6	質の高いサービス提供と安定的運営を行うため職員の資質向上に取り組みます。
7	既存のサービス内容の検証や見直しを行い、利用者、地域のニーズに即したサービス内容の提供に努めます。
8	福祉関係の事業所のみではなく、商工業者や農業者などと連携し、新たなサービス提供体制のあり方を検討していきます。

**\* 具体的事業・取り組み \***

事業名・取り組み	具体的推進項目
福祉総合相談窓口の開設	1
生活支援サービス事業調整会議の開催	3、5
共同募金配分金事業の充実	4
福祉車両、福祉機器貸出し事業の拡大	5

町内福祉施設との連携	5、6
高齢者困りごと援助サービス事業の充実	6、7
地域ふくしサポーター制度の拡大	7、8

## ● 基本目標 3 : 安心して住み続けられる地域づくり

### ■ 背景

地域づくりの主体は住民であり、住民とともに、地域における様々な課題について共有し、その解決方法についても検討を重ねていく環境づくりが求められています。

災害時要援護者への対策については、国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)があります。

町では、このガイドラインに基づき、自主防災組織の立ち上げにあたり、災害発生時においては、平常時から地域内での声かけによる顔の見える関係が大切であることから、住民主体により「災害時要援護者」を把握し、その後も定期的な訪問や声かけを行うなど、住民主体で支え合う地域づくりを目指していくため、平成20年4月、「地域見守りネットワーク事業実施要綱」を施行し、「地域懇談会」の開催などを通して、地域見守りネットワークの立ち上げをお願いしてきました。

しかし、地域のおかれている状況は様々であること、また、強いリーダーシップの存在がないと立ち上げや継続性を保つことが困難なこともあり、ネットワークの立ち上げに至っていない地区も多くあります。

このような中、平成25年6月には、東日本大震災の教訓を今後に生かし災害対策の強化を図るため、災害対策基本法が改正され、市町村には、「避難行動要支援者(※)」名簿の作成が義務付けられるなど、円滑かつ安全な避難を確保するための措置の拡充等がなされました。

町では、平成26年度に、避難行動要支援者名簿を作成しており、今後は、名簿に掲載されている人の同意を得たうえで、各自治会を単位として組織されている「自主防災組織」と避難行動要支援者に関する情報を共有し、平常時から訓練を重ね、災害時において迅速な避難誘導が行われるよう、行政、社会福祉協議会をはじめとした関係機関が連携しながら、要配慮者(※)も含め体制整備の構築を進めていく必要があります。

また、災害時のみならず、認知症や障害等で判断能力が低下あるいは不十分な人については、財産管理や契約時などに不利益を被ったり、悪徳商法の被害に遭いやすいため、権利擁護の推進に向け 積極的な取り組みが必要です。

※それまでの「災害時要援護者」というかわりに、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により使われるようになった言葉で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」ということになりました。

## ■ 基本施策

### 3 - 1 災害時における支援体制の整備

#### (1) 防災意識の向上

地震や風水害など災害が多発している中、災害時に一人で避難することが困難な避難行動要支援者への支援体制の構築は喫緊の課題です。町ではこれまで、民生委員・児童委員が実施してきた「災害時一人も見逃さない運動」や自治会を単位として進めてきた「毛呂山町地域見守りネットワーク事業」により、災害時要援護者の把握を実施してきたところですが、避難支援の担い手が、民生委員・児童委員や一部の人に限定されているため、避難が必要な際の実現可能性に乏しいのが現状です。

災害時において組織的に対応できる体制づくりを進めていくうえでは、平常時からご近所同士で気軽に声をかけあえる関係にあることが理想です。そのため、災害時における支援体制の在り方を検討していくことを通じて、日頃からの地域内での人と人のつながりづくりを進めていくことが大切となります。

町では、引き続き、広報や各種啓発活動を通じて住民の防災意識を高め、災害発生時の被害を最小限にとどめられるよう防災担当課と連携しながら、それぞれの地域の特性に合わせた取り組みを支援していきます。



## **(2) 避難行動要支援者の把握及び避難行動支援体制の充実**

避難行動要支援者（災害時要援護者）の把握を地域住民だけで行うには限界があり、また、避難行動要支援者への支援を行政だけで行うことにも限界があります。

そのため、行政は、避難行動要支援者の適切な把握に努め、災害時においては、それぞれの地域内において、避難行動要支援者や要配慮者への迅速・円滑に避難誘導が実施されるよう、避難行動要支援者名簿に記載された当事者の同意を得たうえで、それぞれの自治会内に設置された自主防災組織に対して避難行動要支援者に関する情報を提供し、あらかじめ要支援者一人ひとりについて誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めた「個別支援計画」の策定と訓練の実施を進めていくことが不可欠です。

なお、避難行動要支援者情報の取扱いにあたっては、個人情報保護に関する関係法令を遵守し、個人情報の保護に万全の措置を講じることが大切です。そのため、自主防災組織など名簿提供先においても個人情報保護や名簿の取扱いについて正しく運用されるよう必要な施策を講じていく必要があります。

## **(3) 地域見守りネットワーク事業の見直し**

町では、これまで、「毛呂山町地域見守りネットワーク事業」により、それぞれの自治会を単位として、民生委員及び地域住民等が中心となって、災害時要援護者等への日頃からの見守り活動を実施し、それぞれが抱えている生活課題を早期に発見することで地域から孤立することを防止し、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができる町づくりを目指してきました。また、「町民ふれあい協定」により、日頃から、地域住民の生活に関わりが深い各種事業所と協定を締結し、訪問時などに異変に気づいた際には、町に連絡を入れてもらうようお願いしてきました。

しかし、「毛呂山町地域見守りネットワーク事業」については、民生委員と自治会との連携が十分でないため、民生委員のみの見守り活動となってしまう地区もあること、また、「町民ふれあい協定」については、担当課ごとの協定締結となり、かつ、協定締結期間が3年と長かったため、形骸化してしまい、期待された効果が見込まれませんでした。

そのため、今後は、「毛呂山町地域見守りネットワーク事業」の推進について、地域懇談会などを通じて、自治会に積極的に働きかけていくとともに、地域住民主体の見守

り活動である「毛呂山町地域見守りネットワーク事業」と、事業所による見守り活動である「町民ふれあい協定」を一体化していくことで、平常時での見守り体制の強化を図っていきます。

### 【具体的推進項目】

番号	項 目
1	地域における防災、防犯、見守り活動体制の構築を目指し、平常時からの地域安全対策や住民同士の支え合いの推進に努めます。
2	災害時に備えを充実させていくため、定期的な情報発信に努め、また、避難行動要支援者への協力者の確保に努めます。
3	町防災担当課（総務課）と連携し支援体制の構築を進めます。また、災害時に重要な機能を担う災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施し、災害時におけるボランティアの受入れ体制の整備を進めます。

### \* 具体的事業・取り組み \*

事業名・取り組み	具体的推進項目
避難行動要支援者名簿への支援体制の構築	1、2
地域ふくしサポーター制度の充実	1、2
自治会・自主防災組織との連携強化	1、2
地域見守りネットワーク事業の見直し	1、2
民生委員・児童委員協議会との連携強化	1、2
災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施	3
実際に想定した防災訓練の実施	1、2、3

## 3-2 権利擁護の推進

### (1) ノーマライゼーションの推進、障害や疾病への理解促進

ノーマライゼーションは、障害者や高齢者のほか社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で自分らしく生き、社会の一員としてさまざまな活動に参加し、生きがいのある生活を送ることができる社会を実現していこうとする考え方です。

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会、いわゆる「共生社会」の実現を目指すため、障害や疾病に対する正しい理解を早期の教育過程から促進していく必要があります。具体的には、障害のある人とない人の交流・趣味やスポーツ活動・余暇活動の場づくりなどについて、福祉教育を推進している社会福祉協議会や町教育委員会とも連携しながら推進していきます。

また、平成28年4月に施行される「障害者差別解消法」に関する理解促進を図ることも重要です。この法律では、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体、民間事業者などにおける障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につながることを目的としています。

障害の特性を住民一人ひとりが理解し、その特性に配慮した地域づくりを心がけていくことが、全ての人にとって生活しやすい環境づくりにつながっていきます。

### (2) 虐待防止体制の整備

児童虐待や高齢者、障害者への虐待は深刻な社会問題となっており、それぞれ虐待や暴力を防止する法律が制定されています。虐待については、問題が複雑であったり、内在する場合も多く、早期対応に向けて、総合的な対応が必要です。

行政では、平成26年度に「毛呂山町 DV 等対策庁内連携会議設置要綱」を定め、DV や児童、高齢者及び障害者への虐待について、庁内関係部署が相互に連携し、情報の共有を図り、被害者の保護及び自立への支援のほか、DV 等の防止についての施策を庁内の横断的な取組により総合的に推進しています。

児童・高齢者・障害者への差別の解消に向けては、住民の通報義務について、例えば、

学校や近隣住民が「虐待を受けた児童など」だけでなく、「虐待を受けたと思われる児童など」を発見した場合についても、児童相談所や町への通告義務があることについて、広く周知していく必要があります。

また、虐待の背景には、経済的理由が原因にあることもあるため、例えば、生活困窮者への積極的な支援による解決を図っていくことで、虐待防止につながることも少なくありません。さらに、認知症や知的障害、精神障害のある人など、自ら判断してサービスを選択したり、契約することが困難な人の権利を擁護するため、「成年後見制度」や社会福祉協議会が実施している「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」などの積極的な活用も推進していく必要があります。

### **（３）成年後見制度の普及及び啓発**

今後、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度を利用して、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等の業務を行うことが予測されるため、成年後見制度に関する周知・啓発、関係機関の体制強化や新たな仕組みづくりが必要です。

しかし、こうした成年後見制度の利用につなげていくためには、弁護士、社会福祉士などの専門職による後見人がその役割を担うには限界があるため、専門職以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築していく必要があります。

また、虐待などの問題も深刻化している中、本町では、地域包括支援センターや障害者虐待防止センター等が、住民からの通報を受け、また、相談に応じていますが、「成年後見制度」や「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」などの権利擁護事業に結びつけることで、問題を回避することが可能な場合もあります。

現状では、制度の周知が不十分なことで利用に結びついていない状況もあると思われるので、今後、広報紙やパンフレットを通じて広く制度の普及啓発に努めます。なお、普及啓発の際には、真に制度の利用を必要とする人に行き届かないこともあることを念頭に置き、民生委員・児童委員、介護サービス事業所など、対象となりえる者を把握した者から積極的に制度の利用に結びつくような体制を整備していくことが大切です。

### 【具体的推進項目】

番号	項 目
1	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）に携わる専門員、支援員、相談員の資質を高め、サービスの積極的活用や援助方法の充実に努めます。
2	地域包括支援センター、保健センターや民生委員・児童委員などと連携し、対象者の把握や虐待防止に関する啓発活動の推進に努めます。
3	市民後見人制度を含め、権利擁護に関する制度の充実に努めます。

### \* 具体的事業・取り組み \*

事業名・取り組み	具体的推進項目
権利擁護事業の推進	1、2
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	1、2
心配ごと相談事業	2
生活支援サービス事業調整会議	2
子育てネットワーク事業	2

### 3-3 充実した情報の提供

生活課題に応じた福祉情報については、支援を必要とする人が、制度の内容やサービスの利用方法などについての情報に容易にアクセスすることができ、自ら必要な情報を把握できる環境を整備していくことが大切であり、情報が入らないことで、本来なら受けられるべきサービスが受けられないということがあってはなりません。

高齢化が進む中、情報端末の操作に不案内な住民（情報弱者）も多くおり、また、障害者への積極的な合理的配慮の提供の観点からも、電子媒体による情報発信のみに頼るのではなく、人と人のつながりが希薄化している中であるからこそ、人を介して情報を

伝えることの大切さを再認識していく必要があります。人から人へ伝えることで、お互いの顔が見える関係となり、良好な近所付き合いを生み出すきっかけにもなります。

なお、情報媒体の検証のみでなく、どのような場所であれば、必要な情報を確実に入手できるのかについても検討していく必要があります。

### 【具体的推進項目】

番号	項 目
1	障害者や高齢者等の特性に応じた情報提供の充実を図るため、多様な情報媒体を活用し、公平に情報を手に入れられるよう積極的な広報・啓発活動を推進します。
2	民生委員・児童委員や地域ふくしサポーターなど要支援者に身近な人と協力し、緊急時や災害時において、情報弱者が確実に情報を受け取れるよう、人から伝わる環境づくりに努めます。
3	ボランティア情報やニーズに対応するためにSNS等、多様なツールを利用した情報発信に努めます。
4	各種福祉サービスについて利用者が的確に情報を得られるよう情報発信の充実とアウトリーチによる情報提供に努めます。
5	災害時等の緊急時に迅速な情報発信に努めます。

### \* 具体的事業・取り組み \*

事業名・取り組み	推進項目
情報媒体の整備（機関紙、点訳・音声録音等）	1、2、5
子育てネットワーク事業	1、3
地域ふくしサポーター制度	2、5
各種福祉サービスの提供	4
民生委員・児童委員協議会との連携	2、5

## 資料編

---

## 第3期毛呂山町地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第3期毛呂山町地域福祉計画策定委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の見直しを行うため、第3期毛呂山町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要な事項

### (組織)

第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉を目的にする事業に携わる者
- (2) 社会福祉に関する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から第3期毛呂山町地域福祉計画策定の日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。



2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第8条 委員長は、会議が終了したときは、速やかに会議の結果を町長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

2 この要綱は、地域福祉計画策定の日をもって、その効力を失う。

社会福祉法人 毛呂山町社会福祉協議会

第3期 毛呂山町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 毛呂山町における地域福祉推進のため、住民の立場にたって、福祉サービスのあり方や民間福祉活動のあり方を検討するため、社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画に関する調査及び研究を行い、地域福祉活動計画案を作成し、会長に提言するものとする。

2 提言にあたっては、毛呂山町が策定を進めている「第3期毛呂山町地域福祉計画」との連携を十分に図るものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成し、次の各号に掲げる者のうちから、社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会（以下「毛呂山町社協」という。）会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉を目的にする事業に携わる者
- (2) 社会福祉に関する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) その他会長が必要と認める者

2 委員の委嘱にあたっては、前条第2項を具体化するため、第3期毛呂山町地域福祉活動計画策定委員として委嘱された者から委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉活動計画策定までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し議長となる。

2 委員会は、その必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、毛呂山町社協事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成27年10月20日から施行する。

2 この要綱は地域福祉活動計画策定の日をもって、その効力を失う。

### 第3期毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画

#### 策定委員会 委員名簿

区 分	推薦等の機関・団体名	職 名	氏 名	備考
社会福祉を 目的にする 事業に携わ る者（1名）	社会福祉法人毛呂病院	事務長	小林 明弘	
地域福祉に 関する活動 を行う者（9 名）	毛呂山町民生委員・児童委員協議会	会長	岡野 國明	委員長
	毛呂山町赤十字奉仕団	委員長	古賀 敏子	
	毛呂山町連合寿会	会長	奥隅 英夫	副委員長
	毛呂山町子ども会育成会連絡協議会	会長	霜崎 徳裕	
	毛呂山町身体障害者福祉会	会長	鈴木 美和	
	防犯ボランティアゆず	会長	横澤 誠	
	毛呂山町区長会	会長	高橋 丙午	
	第二団地地域ふくしサポーター	代表	大野 文允	
	友愛毛呂山（有償ボランティア）	代表	小島 志津子	
学識経験者 （1名）	毛呂山町教育委員会	教育委員長	村本 洋	
その他町長が 必要と認める 者（2名）	子ども課	課長	村田 眞一	
	高齢者支援課	課長	小峰 裕次	

計 13名

毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議（仮称）設置要綱  
（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、毛呂山町の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めた計画（以下「毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」という。）について、総合的かつ計画的な推進を図るため、毛呂山町地域福祉計画推進会議（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況の把握と推進に関すること。
- (2) 毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画として、取り組むべき事項を協議すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 社会福祉を目的にする事業に携わる者
- (2) 社会福祉に関する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## ■ 策定の経緯

年 月 日	内 容
平成27年 6月26日	福祉課、社会福祉協議会担当者にて策定における期間、重点目標の設定等についての第1回検討会実施
平成27年 8・9月	社協登録ボランティア、地域ふくしサポーターを対象に福祉意識アンケートを実施
平成27年 8月10日	第2回検討会 計画の概要検討、策定委員会設置に向けた準備等
平成27年11月25日	第1回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状の交付</li> <li>・ 正副委員長の選出</li> <li>・ 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の一体化策定について</li> <li>・ 地域福祉計画、地域福祉活動計画の進捗状況について</li> <li>・ その他</li> </ul>
平成27年12月11日	第3回検討会 素案作成に向けて目標、取組み等検討
平成28年 1月19日	第2回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素案の概要説明及び検討について</li> <li>・ その他</li> </ul>
平成28年 2月 8日	第4回検討会 素案の見直し及び作成
平成28年 2月24日	第3回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期地域福祉計画、地域福祉活動計画（素案）について</li> <li>・ その他</li> </ul>

## ■用語解説

### 用 語 解 説

#### ア行

##### ●アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。また、公的機関等が受け身になるのではなく、地域に出向き、講座や住民座談会等を開催し、地域の課題やニーズの発見に積極的に取り組むこと。

##### ●インフォーマルサービス

行政や事業所等が行う公的なサービス以外の個人をとりまく家族、親戚、友人、近隣住民、個人的ボランティアなどによる支援のことをいう。支援を必要とする人のそれまで築いてきた人間関係に基づく情緒的・精神的な支援から、助言や情報提供、介護や家事援助までの具体的支援までを含む。なお、フォーマルサービスとは、公的および法定的・民間非営利・民間営利の組織に属する職員やボランティアによるものを指している。

##### ●NPO（エヌ・ピー・オー）

「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動や営利を目的としない福祉、平和、文化等の公益活動や住民活動を行う組織や団体をいい、そのうち特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人を「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。

#### カ行

##### ●介護保険（介護保険制度）

高齢者の寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）、常に介護が必要ではないが家事や身支度等の日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になったとき、収入に応じて1割もしくは2割の自己負担で介護サービスが受けられる社会保険方式の制度。

##### ●緊急通報システム



おおむね65歳以上の単身高齢者で申請のあった方に対し、緊急時にガードマンもしくは救急車の要請を行える緊急通報システムの設置を行う事業。

#### ●苦情解決

事業者等が提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情の適切な解決を図るため、受付の窓口や第三者委員会等を設置して対応を行う。

#### ●ケアマネジメント

福祉サービスの利用を必要とする人が適切なサービスを提供されるようにケアプランを作成するとともに、ケアプランに基づくサービス利用のためのサービス事業者との連絡・調整、サービス提供の管理・運営等を行う。

#### ●ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険制度において、要介護・要支援と認定された人に必要な介護サービスが提供されるよう介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス計画に基づくサービス提供事業者との連絡調整及びサービス提供の管理等を行う専門員をいう。

#### ●権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行う。

#### ●高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口の割合をいう。65歳以上（高齢者人口）に対し、15歳以上から65歳未満を生産年齢人口、15歳未満の人口を年少人口という。

#### ●高齢社会

一般に、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」と呼んでいる。なお、今後到来が予想される高齢化率の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼ぶことがあるが、これについても特に明確な定義があるわけではない。

#### ●コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。基本的には地域社会  
ないし共同社会の2つの概念を有するもの。

#### ●コミュニティソーシャルワーカー

地域に基盤を置いた、住民に身近な福祉の総合相談員。相談者のニーズをワンストップで受け止  
め、課題を分析し、必要な資源につなぐ。年齢や障害の有無にかかわらず、すべての福祉課題を  
抱えた地域住民を対象とし、家族支援や、いわゆる「制度の狭間」といわれるようなケースにつ  
いても、地域住民や関係機関と連携・協働しながら支援を行う。

### サ行

#### ●自助グループ（セルフグループ）

自助グループは、行政地区にこだわらず、自由に集まっているのが特徴で、「分かち合い」とよ  
ばれるメンバーどうしの交流を重視し、共通の状況にあるメンバーが、その状況に関連する気持  
ちや情報、考え方を同等な関係のなかで交換することで、グループのメンバーは、各自の生活の  
自己管理、問題解決のための自己決定を図り、また社会参加を果たしていくことになる。

#### ●自主防災組織

主に町内会、自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

#### ●社会参画

様々な社会福祉推進事業や、社会におけるあらゆる分野の事業や計画に企画の段階から参加をす  
ること。

#### ●児童虐待

保護者（親または親にかわる養育者）が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や  
発達に悪い影響を与えることを指す。法律では身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト  
の4種類に分類されている。

#### ●障害者差別解消法

障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。平成 28 年(2016) 施行予定。

#### ●社会貢献

法人または団体、個人による公益或いは公共益に資する活動一般を意味し、はじめから社会に資することを目的として行う直接的な社会貢献と特定の事業や行為をすることが結果としてつながる間接的な社会貢献とがある。

#### ●社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に基づき設置されている団体であり、①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う、公共性と自主性を有する民間組織。

#### ●社会福祉法

それまでの社会福祉事業法から、社会福祉基礎構造改革において大幅な改正が行われ、平成 12 年、社会福祉法として施行された法律。福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための規定等がある。

#### ●社会資源

社会資源とは、利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等を総称している。

#### ●住民参加型在宅福祉サービス

同じ地域に住む人々の参加を基本として、非営利の組織が行う在宅福祉サービスで、会員になると、障害者、高齢者、母子家庭、父子家庭、産前産後の子どもを持つ家庭で、様々な理由により家事、介護、入浴の手を必要とする方が利用できます。このサービスの目標は、利用者が地域で

安心して暮らすためのサービスであり、自立を損なうサービスではなく、利用者の必要に応じたサービス提供をめざしたものの。

#### ●小地域ネットワーク活動

地区福祉委員会を基盤に小学校区等の小地域を単位として、様々な福祉課題を抱えた住民一人ひとりを対象に地区福祉委員会役員、ボランティア、地域住民が中心となって助け合いのネットワークづくりを進める活動。

#### ●シルバー人材センター

企業や家庭、公共団体等から様々な仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者に仕事を提供する団体。働くことを通じて高齢者の生きがいや健康づくりを図り、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的としている。

#### ●障害者虐待防止センター

平成 24 年 10 月 1 日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の施行に伴い、毛呂山町役場福祉課に設置された。虐待に関する相談対応等を行っている。

#### ●生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいう。また、福祉活動の担い手養成や社会資源の発掘を担う。

#### ●生活課題

生活を営むうえで支障となっている状態と、その状態を解決する目標・結果のこと。

#### ●生活困窮者自立支援制度

生活困窮者の自立促進を目的に自立支援事業の実施、生活困窮者住居確保、給付金の支給等、生活困窮者に対する支援を行い生活の向上を図る制度。平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法が根拠法となっている。

#### ●セーフティネット

高齢者や障害のある人などが地域で孤立しないように配食サービス等による安否確認や声かけ運動など、地域全体で支え合う運動や事業を行ったり関係機関との連携を図ること。

#### ●成年後見制度

判断能力の不十分な成年者を保護するため、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為の補助を行う者を選任する制度で、申し立ては、家庭裁判所へ行う。

#### ●センシティブ

「感覚が敏感な、感じやすいさま、敏感」を意味する。「慎重に取り扱うべき情報」を「センシティブな情報」と記載することもある。

### 夕行

#### ●第三者評価制度

社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から、県が申請に基づき認証した、法人格を持っていること、福祉サービスを提供していないことなどの要件を具備した評価機関が行う評価制度。第三者評価は現状の福祉サービスの質の向上を意図している。

#### ●地域支援事業

地域支援事業とは、要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。

#### ●地域ケア会議

地域包括支援センター等が主催し、医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、地域に共通した課題を明確化しニーズに対応したサービス提供を行うために情報交換をする会議。

#### ●地域福祉活動計画

社会福祉協議会を中心として地域住民、福祉団体、事業者、ボランティア等によって策定する計画であり、地域における住民等の自主的、主体的な福祉活動について具体的に定めた計画。

#### ●地域ふくしサポーター制度

高齢者を中心とした日常的な見守り及び、地域課題・問題の早期発見、関係機関への連絡等を行う制度で、自治会単位で構成される地域住民主体の地域福祉活動。

#### ●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと生活できるように福祉、介護、保健、その他様々な制度・資源を使い、総合的に支援していく機関。介護予防マネジメントや総合相談支援業務、権利擁護事業等を行っている。

#### ●地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、2005年に改正された介護保険法によって新規に設立された介護サービスのひとつです。地域密着型介護サービスを利用できる対象者は、要介護認定で「要介護」以上に認定された人に限ります。地域密着型サービスは、認知症や一人暮らしの高齢者などの増加を考え、要介護者たちが住み慣れた地域の近くで介護サービスが受けることが出来るようにと設立されました。地域密着型サービスは、地域の現在の状況にあわせて地域の特徴を生かしたサービスについて、市町村が主体となって提供される介護サービス。

#### ●当事者組織

基本的には、在宅福祉・地域保健サービスの利用者から構成される消費者団体で、その多くは、在宅福祉・地域保健サービスが行われている行政地区（区市町村）を単位として結成され、組織の結成や事務業務の維持については、社会福祉協議会や保健所等の地域福祉・保健機関が支援していることが多い。

#### ●DV（ドメスティック・バイオレンス）

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものの。略して「DV」と呼ばれることもある。「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はないが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。ただ、人によっては、親子間

の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使っている。

## ナ行

### ●日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な知的・精神障害者や高齢者等に対して、社会福祉協議会が、契約により、各種福祉サービスの利用援助、日常生活の手続きや金銭管理等を行う事業。平成18年度までは、地域福祉権利擁護事業といわれていた。

### ●認知症高齢者

従来の「痴呆性高齢者」のことで、平成16年12月に厚生労働省により「痴呆」から「認知症」に改められる。

### ●ニート

そもそもニートとは「〇〇をしていない」という「状態」を現すにすぎない言葉だったが、現在では「〇〇をする意欲が無い」という意味で使われることが一般的。

### ●ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

## ハ行

### ●パートナーシップ

提携、協力関係のこと。行政と地域住民、民間の福祉団体やボランティア、地域組織・団体など地域を構成する人々が役割分担をしながら協力し合うこと。

### ●バリアフリー

利用しやすく、移動しやすくするために、妨げとなるものを取り除くこと。道路、建物、交通手段等物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障害をなくし、全ての人々が自由に社会活動に参加できる社会を目指すこと。

### ●フォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のことで、具体的には、介護保険（介護予防）サービス、介護保険外の行政サービス、医療・保健サービス、地域包括支援センターや社会福祉協議会の支援、非営利団体（NPO）などの制度に基づくサービスなどが挙げられる。

### ●福祉ニーズ

私生活上に起こった問題の解決・軽減において支援を必要とするニーズ（社会的生活支援ニーズ）のうち、社会福祉の施策や援助によって解決・軽減することのできるニーズをいう。本計画では、広範囲な課題を生活課題とし、そのうち、社会福祉の施策や援助によって解決・軽減することのできるニーズを福祉ニーズとしている。

### ●ふれあい・いきいきサロン

ひとり暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者等と、地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画し活動内容を決め、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げること、また、地域の介護予防の拠点として機能する活動。社会福祉協議会で助成をし、自治会単位で開催している。

### ●ホームレス

特定の住居をもたず、道路や公園、河川敷等で野宿生活を送っている人たちのこと。ホームレスに至る原因としては、産業構造の変化や不況等による失業、社会生活への不適應等様々であるが、とりわけ不況時には都市部で増加する傾向にある。

### ●ボランティア

現代社会で起こっている様々な課題に対し、個人の自由な意志によって、金銭的対価を求めず、社会的貢献を行い、連帯を生み出そうとする人々を指す。



## マ行

### ●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱し、無報酬とされ、任期は3年。市町村区域内において担当区域又は事項を定め、(1)常に調査を行い、生活状態を把握していくこと、(2)援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助を行うこと、(3)社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること、(4)福祉事業所その他の関係行政機関の業務に協力することなどを職務とし、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務している。

### ●毛呂山町DV等対策庁内連携会議

DV被害者の保護及び自立を支援するほか、DV等の防止についての施策を庁内における横断的な取組により総合的に推進していくための会議。

## ヤ行

### ●ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## ワ行

### ●ワークショップ

参加者が主体的に話を進めていくなかで、相互に意見を取り入れながら問題意識を高めあい、問題の明確化、解決策の提示等を具体化しようとする手法。

### ●WAM-NET (ワムネット)

行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療関連の情報を提供するための総合的な情報ネットワークシステムのこと。

●ワンストップ

「1か所または1回で」という意味を持つ。窓口で関連する手続きや各種サービスを同時に完了できるようにすることをいう。

---

## 第3期毛呂山町地域福祉計画・ 毛呂山町地域福祉活動計画

平成28年3月発行

発行 毛呂山町・社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会  
編集 毛呂山町福祉課・社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会

■毛呂山町（担当：福祉課地域福祉係）

〒350-0493 毛呂山町中央2丁目1番地

TEL 049-295-2112 内線111・112

FAX 049-295-2126（福祉課専用）

町ホームページ <http://www.town.moroyama.saitama.jp>

福祉課メールアドレス [fukusi@town.moroyama.saitama.jp](mailto:fukusi@town.moroyama.saitama.jp)

■社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会

〒350-0465 毛呂山町岩井西5丁目16番地1 福祉会館内

TEL 049-295-3111

FAX 049-295-7258

社会福祉協議会ホームページ <http://www.moroyama-shakyo.or.jp/>

社会福祉協議会メールアドレス [info@moroyama-shakyo.or.jp](mailto:info@moroyama-shakyo.or.jp)（代表）

---